いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会









日 時 令和3年5月13日(木)午後3時~

会場石橋体育センター(書面開催)

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

| (1) 報告事項 | | | | 1 |
|--------------------|----------------------------------|-----|---|-----|
| 報 告 第1号 | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員等の変更について | | | 2 |
| 報 告 第2号 | いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会の概要について | | | 4 |
| 報 告 第3号 | いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について | | | 6 |
| 報 告 第4号 | いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期一覧 | | | 7 |
| 報 告 第5号 | いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(リハーサル大会)に | こつい | て | |
| | | | | 8 |
| 報告第6号 | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会における審議 | 決定 | | |
| 7 | 承認事項について | | | 17 |
| 報 告 第7号 | 会長が専決処分した事項(承認を求めるもの) | | | 120 |
| | | | | |
| (2)議案事項 | | | | 122 |
| 議案第1号 | 令和2年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業報告 (案) | | | 123 |
| 議案第2号 | 令和2年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支決算(案) | | | 128 |
| 議案第3号 | 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業計画(案) | | | 130 |
| 議案第4号 | 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支予算 (案) | | | 132 |
| | | | | |
| 参考資料 | | | | 133 |
| Oいちご一会 | 会とちぎ国体開催準備経過について | | | |
| 〇いちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会会則 | | | |
| Oいちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 | | | |
| ○いちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会委員名簿 | | | |
| Oいちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会顧問・参与名簿 | | | |
| Oいちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会役員名簿 | | | |
| Oいちご一会 | 会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程 | | | |
| 〇いちご一会 | 会とちぎ国体下野市開催推進総合計画 | | | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

次第

日時 令和3年5月13日(木) 午後3時~ 場所 石橋体育センター (書面開催)

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

(1) 報告事項

- ●報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員等の変更について
- ●報告第2号 いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会の概要について
- ●報告第3号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について
- ●報告第4号 いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期について
- ●報告第5号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(リハーサル大会)について
- ●報告第6号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会における審議決定・承認事項について
- ●報告第7号 会長が専決処分した事項(承認を求めるもの)

(2)議案事項

- ●議案第1号 令和2年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業報告(案)
- ●議案第2号 令和2年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支決算(案)
- ●議案第3号 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業計画(案)
- ●議案第4号 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支予算(案)

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

報 告 事 項



実行委員会第3回総会 報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和2年5月19日から令和3年5月13日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

【副会長】

| 所属機関・団体・役職名 | 後任者 | 前任者 |
|-------------|--------|-------|
| 下野市議会議長 | 小谷野 晴夫 | 秋山 幸男 |
| 下野市教育委員会教育長 | 石﨑 雅也 | 池澤 勤 |

【常任委員】

| 所属機関・団体・役職名 | 後任者 | 前任者 |
|-------------------|--------|-------|
| 下野市議会副議長 | 大島 昌弘 | 石田 陽一 |
| 下野市議会総務常任委員会委員長 | 石田 陽一 | 岡本 鉄男 |
| 下野市議会経済建設常任委員会委員長 | 岡本鉄男 | 松本 賢一 |
| 下野市議会教育福祉常任委員会委員長 | 松本 賢一 | 大島 昌弘 |
| NPO法人元気ワイワイ南河内理事長 | 村尾捷利 | 内木 登 |
| 下野市小学校長会会長 | 隅内宏 | 青木 浩美 |
| 下野市中学校長会会長 | 倉井 典子 | 坂口 修 |
| 下野市こども会育成会連絡協議会会長 | 菊池 将尚 | 稲見を綾子 |
| 下野市PTA連絡協議会会長 | 伊澤 登志子 | 阿部 憂子 |
| 下野市総務部長 | 手塚 均 | 梅山 孝之 |
| 下野市健康福祉部長 | 福田 充男 | 手塚均 |
| 下野市建設水道部長 | 保沢 明 | 瀧澤 卓倫 |
| 下野市教育委員会事務局教育次長 | 近藤 善昭 | 清水 光則 |

【監事】

| 所属機関・団体・役職名 | 後任者 | 前任者 |
|-------------|-------|------|
| 下野市会計管理者 | 木村 一枝 | 所 光子 |

【委員】

| 所属機関・団体・役職名 | 後任者 | 前任者 |
|------------------------|--------|--------|
| 宇都宮農業協同組合代表理事組合長 | 横松 久夫 | 芝野 三郎 |
| 下野市青年クラブ協議会会長 | 松本 裕介 | 大島 恵太 |
| 下野市立地企業連絡協議会会長 | 小山 裕司 | 植草 英一郎 |
| 日本郵便株式会社下野小金井郵便局局長 | 横山 雅彦 | 粕谷 竜也 |
| 東日本電信電話株式会社栃木支店支店長 | 小林 博文 | 長谷部 周彦 |
| 一般社団法人小山薬剤師会会長 | 伊沢 泰直 | 山田 利信 |
| 公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部支部長 | 野本 史子 | 前原 多鶴子 |
| 石橋ライオンズクラブ会長 | 小野澤 康 | 横田 敏弘 |
| 日本放送協会宇都宮放送局局長 | 黒崎 めぐみ | 村木 優実子 |
| 株式会社産経新聞社宇都宮支局支局長 | 鈴木 正行 | 鈴木 憲司 |
| 東京新聞宇都宮支局支局長 | 萩原 誠 | 蒲 敏哉 |
| 株式会社毎日新聞社宇都宮支局支局長 | 棚部 秀行 | 青木 英一 |

【参与】

| 所属機関・団体・役職名 | 後任者 | 前任者 | |
|-------------|-------|-------|--|
| 下野警察署署長 | 森平 芳彦 | 篠原 勝弘 | |

実行委員会第3回総会 報告第2号

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会の概要について(令和3年)

1 目的

いちご一会とちぎ国体の開催に備えて、競技会の運営能力の向上と市民の国体や競技に対する機運の醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して開催する。

2 大会運営

大会の運営は、原則として国体に準じて実施するものとする。

3 競技大会及び日程

- (1) ハンドボール競技リハーサル大会
 - ◆大会名 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

➤日本ハンドボールリーグ (JHL) に所属していない社会人チームを対象 として、全国各ブロック予選を勝ち抜いたチーム及び開催地代表を加えた 男子32チーム、女子16チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う 大会。

上位チームには日本ハンドボール選手権大会への出場権が与えられる。

◆競技日程・会場

| | | | 期 | 日 | |
|------------|--------------|------|------|------|------|
| 市町 | 会場 | 8/11 | 8/12 | 8/13 | 8/14 |
| | | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 护 士 | マルワ・アリーナとちぎ | • | • | • | • |
| 栃木市 | 日立栃木体育館 | • | • | | |
| 下野市 | 下野市石橋体育センター | • | • | • | |
| 野木町 | 野木町立野木中学校体育館 | • | | | |

◆下野市日程詳細(仮)

| | 8/11 (水) | 8/12 (木) | 8/13 (金) |
|------------|-------------------|------------------|------------------|
| + | 成年女子1回戦 | 成年女子準々決勝 | 成年女子3位決定戦 |
| 下 野 | 9:30 \sim 10:45 | 9:30~10:45 | $9:30\sim10:45$ |
| 下野市石橋体育センタ | $11:05\sim12:20$ | $11:05\sim12:20$ | 成年女子決勝 |
| 橋休 | $12:40\sim13:55$ | 12:40~13:55 | $11:05\sim12:20$ |
| 育 | $14:15\sim15:30$ | $14:15\sim15:30$ | 成年女子 表彰式 |
| セン | 成年男子1回戦 | 成年女子準決勝 | $12:40\sim13:30$ |
| ター | $15:50\sim17:05$ | 15:50~17:05 | |
| , | $17:25\sim18:40$ | $17:25\sim18:40$ | |

(2) サッカー競技リハーサル大会

◆大会名 第57回全国社会人サッカー選手権大会

▶日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)と日本フットボールリーグ(JFL)の所属チームを除く日本サッカー協会第1種登録の社会人チームを対象として、全国9地域の代表及び開催地代表を加えた男子32チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う大会。上位3チームには、地域チャンピオンズリーグへの出場権が与えられる。

◆競技日程・会場

| | | | | 期日 | | |
|-------------|---------------|------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 市町 | 会場 | 10/9 | 1 0 / 1 0 | 1 0 / 1 1 | 1 0 / 1 2 | 10/13 |
| | | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 |
| | 栃木県グリーンスタジアム | | | | • | • |
| 宇都宮市 | 宇都宮市河内総合運動公園陸 | | | | | |
| | 上競技場 | | | | | |
| さくら市 | さくら市総合運動公園さくら | | | | | |
| G / OIII | スタジアム | | | | | |
| 大板市 | 矢板運動公園陸上競技場 | • | • | | | |
| 入似巾 | 矢板運動公園サッカー場 | • | | | | |
| 那須塩原市 | 那須塩原市青木サッカー場グ | | | | | |
| 加須塩原巾 | ラウンドB | | | | | |
| 真岡市 | 真岡市総合運動公園陸上競技 | | | | | |
| 兴啊 巾 | 場 | | | | | |
| 下职士 | 下野市大松山運動公園陸上競 | | | | | |
| 下野市 | 技場 | | | | | |
| 益子町 | 益子町南運動公園陸上競技場 | • | • | | | |

◆下野市日程詳細

| | 1 0/9 (土) | 10/10 (目) | 1 0/1 1 (月) | 10/12 (火) | 10/13 (水) |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------|---|-----------|-----------|
| 陸上競技場 大松山運動公園 | 1回戦 11:00~13:00 13:30~15:30 | | 準々決勝 11:00~13:00 13:30~15:30 | | |

実行委員会第3回総会 報告第3号

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について(令和4年)

○サッカー競技(少年男子)

地区予選(国体ブロック大会)を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、24 チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

| 会場 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4 日目 | 5日目 |
|---------------------|----------------|-------------------------|------------------|----------------|-----------------|
| <i>云物</i> | 10/2 (目) | 10/3 (月) | 10/4 (火) | 10/5 (水) | 10/6 (木) |
| 真岡市総合運動公園 陸上競技場 | 【1回戦】 【1回戦】 | 【2回戦】 【2回戦】 | 【準々決勝】 | | 【3位決定戦】 【決勝】 |
| 真岡市総合運動公園 サッカー場 | 【1回戦】 【1回戦】 | 【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】 | | | |
| 下野市大松山運動公 園陸上競技場 | 【1回戦】 【1回戦】 | | 【準々決勝】 【準々決勝】 | 【準決勝】 【準決勝】 | |
| 益子町南運動公園陸 上競技場 | 【1回戦】 【1回戦】 | 【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】 | | | |

○ハンドボール競技(全種別)【仮】

地区予選(国体ブロック大会)を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、成年 男子(16チーム)、成年女子(19チーム)、少年男子(19チーム)、少年女子(16チ ーム)が参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

| 会場 | 1月目 | 2 月 目 | 3月目 | 4月目 | 5月目 |
|----------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|--|----------------------|
| 77.77 | 10/6 (木) | 10/7 (金) | 10/8 (土) | 10/9 (目) | 10/10 (月祝) |
| マルワ・アリーナ | 【成女1回戦】 【成男1回戦】 | 【少男2回戦】 【成男準々決勝】 | 【少男準々決勝】 | 【少男準決勝】 | 【少男3位決定戦】 【少男決勝戦】 |
| とちぎ (栃木市総合 | ["] | ["] | 【成男準決勝】 | 【成男3位決定戦】 | |
| 運動公園総合体育館) | | | ["] | 【成男決勝戦】 | |
| 口之坛上仕去始 | 【成女1回戦】 【少女1回戦】 | 【成女2回戦】 | | | |
| 日立栃木体育館 | ["] | | | | |
| 学校法人國學院 大學栃木学園第 二体育館 | 【少男1回戦】 【 〃 】 【 〃 】 | 【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 | | | |
| 下野市石橋体育 センター | 【成女1回戦】 【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 | 【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】 | 【成女準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 | 【成女準決勝】 【 " 】 【少女3位決定戦】 【少女決勝戦】 | 【成女3位決定戦】 【成女決勝戦】 |
| 野木町立野木中 学校体育館 | 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 | 【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】 | 【少男準々決勝】 【 " 】 【少女準決勝】 【 " 】 | | |

実行委員会第3回総会 報告第4号

いちご一会とちぎ国体デモンストレーションスポーツ競技会会期一覧

令和3(2021)年3月1日現在

| | | • | 令和3 | (2021) 年3月1日現在 |
|------|--------------|--------|------------------------------------|-------------------------|
| No. | 競技名 | 会場地市町村 | 実施予定施設 | 競技会会期 (令和 4 (2022)年) |
| 1 | アームレスリング | 宇都宮市 | 栃木県総合文化センター | 6月19日(日) |
| 2 | インディアカ | さくら市 | さくら市氏家体育館 | 9月25日(日) |
| | | 鹿沼市 | 鹿沼市内特設ウォーキングコース | 9月10日(土) |
| 3 | ウォーキング | 那須烏山市 | 那須烏山市内特設ウォーキングコース | 5月7日(土) |
| | | 益子町 | サヤド・城内坂周辺アート探訪コース | 5月28日(土) |
| 4 | エアロビック | 那須町 | 那須町スポーツセンター | 9月11日(日) |
| 5 | オリエンテーリング | 矢板市 | 矢板運動公園 | 9月3日(土) |
| 6 | カローリング | 高根沢町 | 高根沢町農業者トレーニングセンター | 7月10日(日) |
| 7 | キッズトライアスロン | 那須塩原市 | 那珂川河畔公園周辺特設コース | 8月28日(日) |
| 8 | キンボールスポーツ | 下野市 | 下野市石橋体育センター | 9月17日(土) |
| 9 | クリケット | 佐野市 | 佐野市国際クリケット場 | 6月5日(日) |
| 10 | さいかつぼーる | 那須塩原市 | 三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなす の運動公園)体育館 | 9月11日(日) |
| 11 | 3 B体操 | 那珂川町 | 那珂川町総合体育館 | 6月19日(日) |
| 12 | スポーツウエルネス吹矢 | 足利市 | 足利市民体育館 | 6月26日(日) |
| 13 | スポーツチャンバラ | 大田原市 | 栃木県立県北体育館 | 7月24日(日) |
| 14 | スマートフェンシング | 上三川町 | 上三川町体育センター | 9月4日(日) |
| 15 | 3 x 3 | 宇都宮市 | オリオンスクエア | 7月3日(日) |
| 16 | ソフトバレーボール | 真岡市 | 真岡市総合体育館 | 9月11日(日) |
| 17 | ターゲット・バードゴルフ | 壬生町 | 壬生町総合公園 | 9月11日(日) |
| 18 | タグラグビー | 栃木市 | 栃木市総合運動公園陸上競技場 | 8月27日(土) |
| 19 | ダンススポーツ | 大田原市 | 栃木県立県北体育館 | 8月7日(日) |
| 20 | ドッジボール | 佐野市 | 佐野市運動公園市民体育館 | 6月19日(日) |
| 21 | 長ぐつアイスホッケー | 日光市 | 栃木県立日光霧降アイスアリーナ | 7月10日(日) |
| 22 | バウンドテニス | 野木町 | 野木町立野木中学校体育館 | 9月4日(日) |
| 23 | パークゴルフ | 足利市 | 足利市借宿緑地パークゴルフ場 | 5月15日(日) |
| 24 | フォークダンス | 小山市 | 栃木県立県南体育館 | 9月25日(日) |
| 25 | フットサル | 宇都宮市 | 宇都宮市清原体育館 | 7月17日(日) |
| 26 | フットベースボール | 栃木市 | 栃木市総合運動公園多目的グラウンド | 9月11日(日) |
| 27 | フライングディスク | 市貝町 | 城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター | 7月16日(土) |
| 28 | ふれあいトランポリン | 茂木町 | 茂木町民体育館 | 6月19日(日) |
| 29 | ペタンク | 高根沢町 | 高根沢町町民広場 | 5月28日(土) |
| 30 | ママさんバレーボール | 芳賀町 | 芳賀町第二体育館 | 6月5日(日) |
| 31 | リレーマラソン | 大田原市 | DI STADIUM (美原公園陸上競技場) | 9月11日(日) |
| 冬季大会 | カーリング | 日光市 | 日光市細尾ドームリンク | 2 月 27 日 (日) |
| | | • | | |

実行委員会第3回総会 報告第5号

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(リハーサル大会)について

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計 (リハーサル大会) が完了しましたので、報告します。

- (1) 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント 本市開催期日 令和3年8月11日(水)・12日(木)・13日(金)
- (2) 第57回全日本社会人サッカー選手権大会本市開催期日 令和3年10月9日(土)・11日(月)

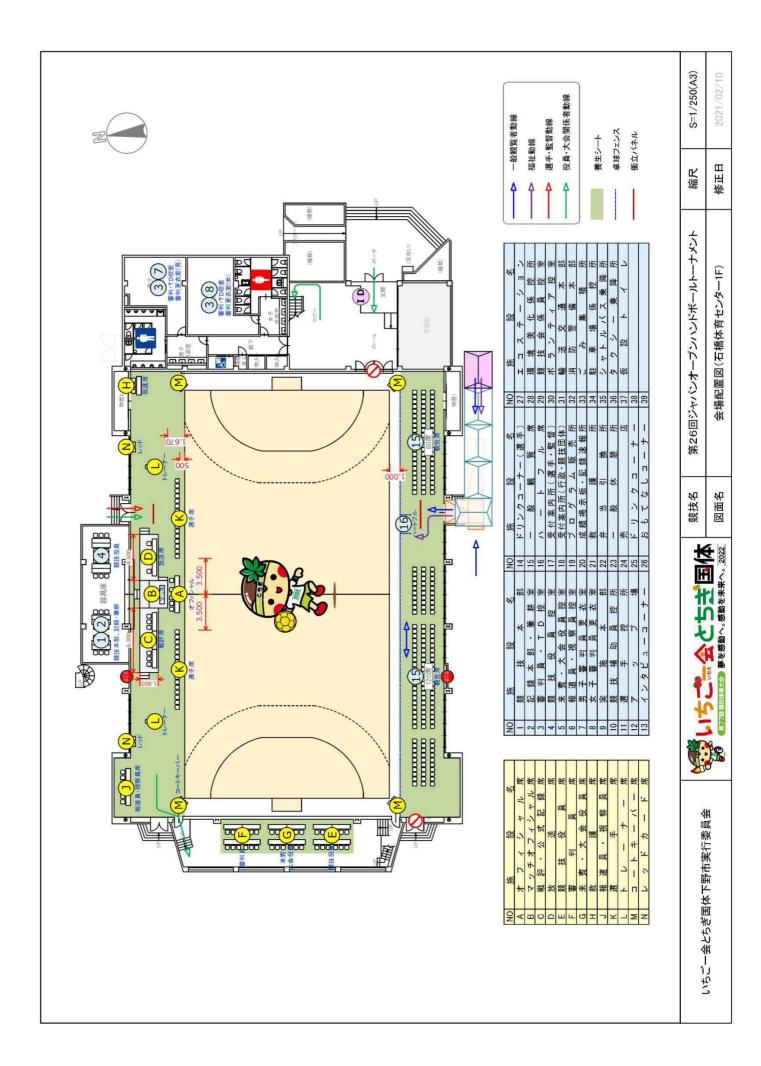
※ハンドボール・サッカーとも、現時点では、有観客(50%)を想定し、新型コロナウィルス対策として、検温所、外部待機所等を設定しています。

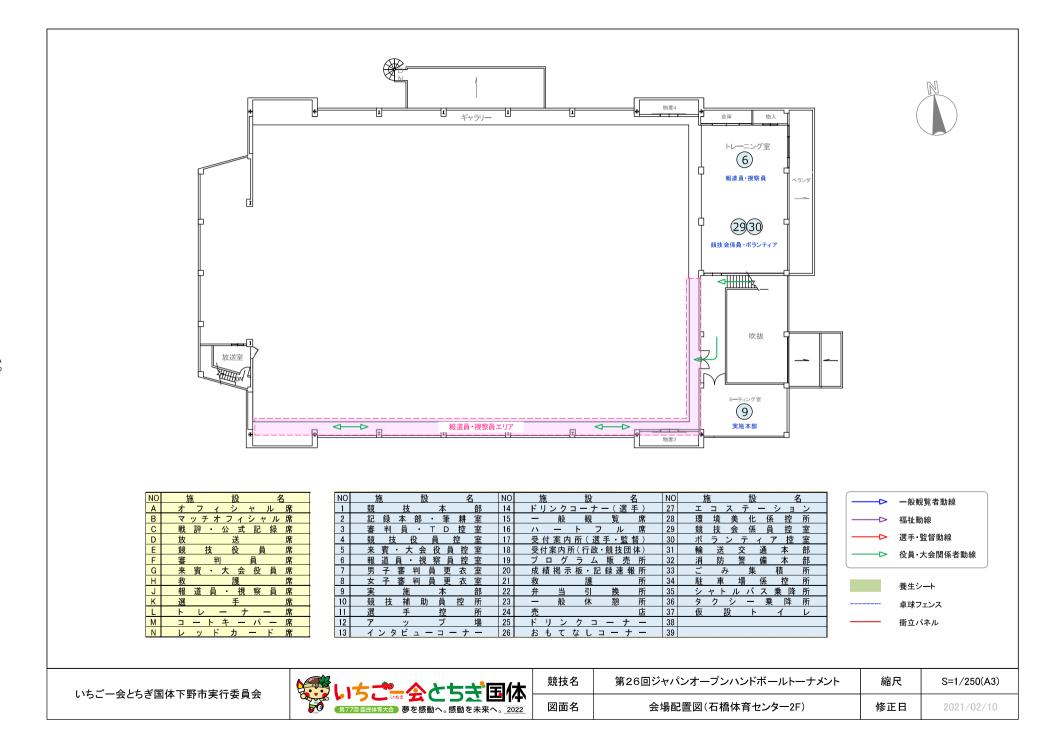
しかしながら、今後の感染状況、イベント開催時のガイドライン、競技団体等のガイドライン、及び共催市町との調整において、無観客等で開催する場合も考えられます。

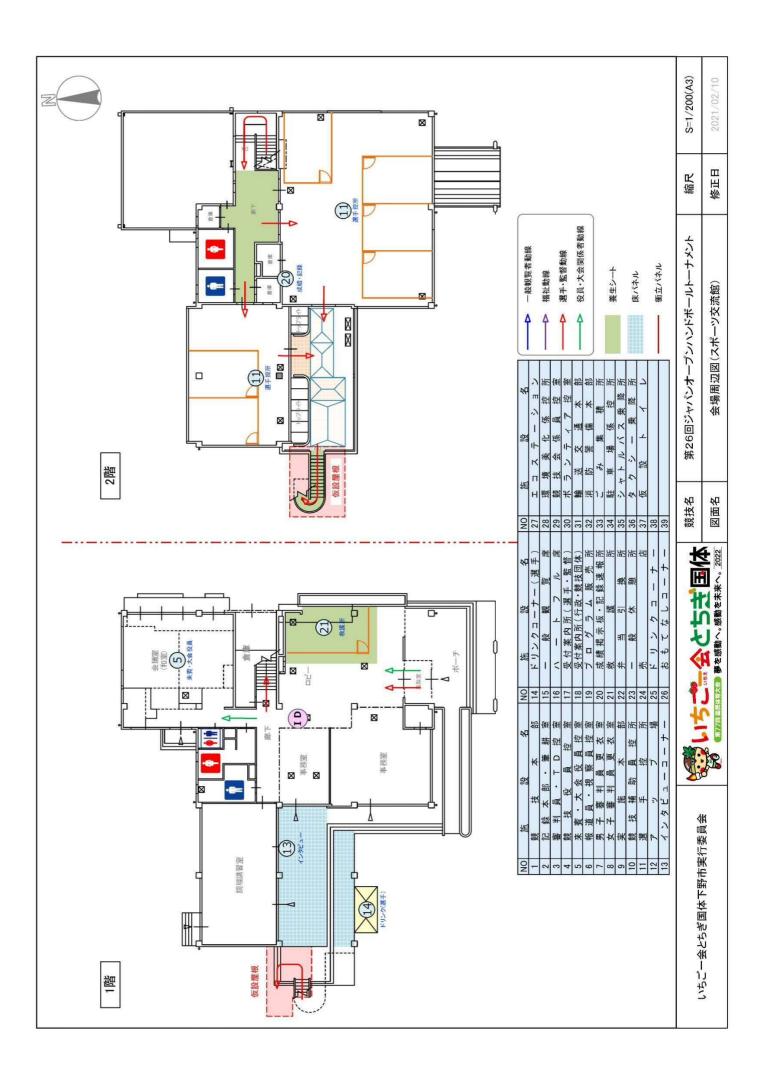
その際は、観客席のほか、おもてなしコーナー、ドリンクコーナー、売店、臨時駐車 場等を設定しないなど、競技運営以外の仮設物は大幅な見直しが必要となると考えら れます。

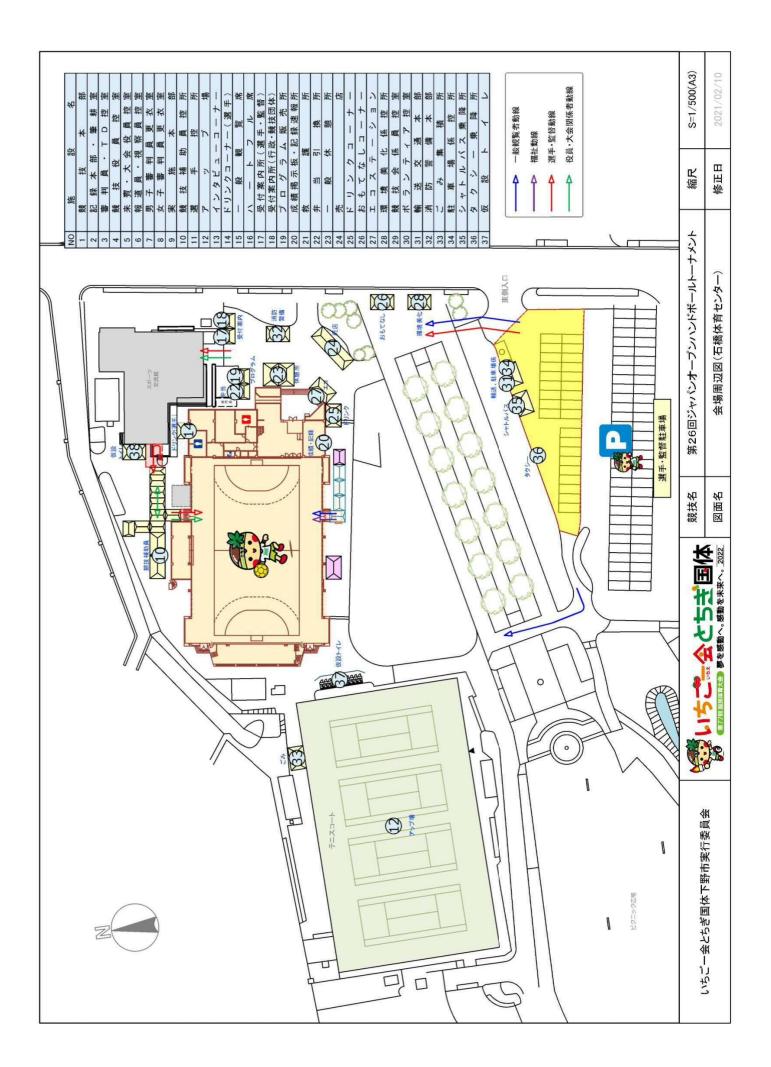
いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(リハーサル大会)については、現時点での設計となり、今後変更することがありますのでご了承ください。

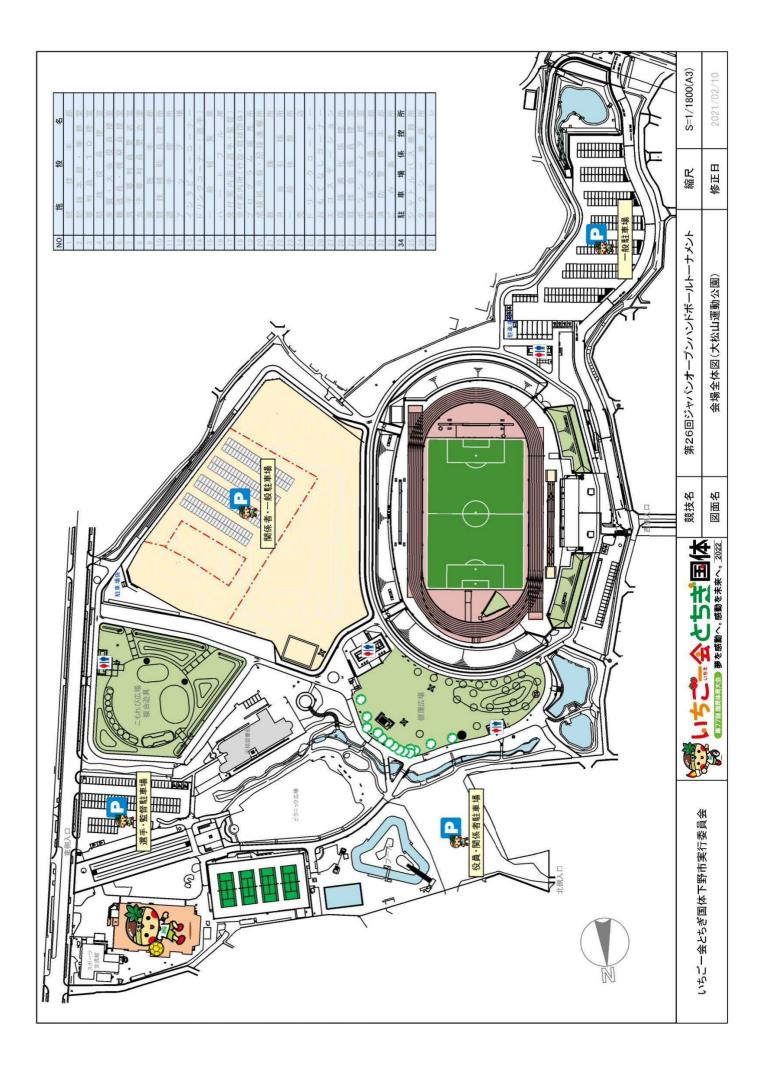
各委員の皆さまとは、随時情報共有を行いながら、リハーサル大会の開催準備を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

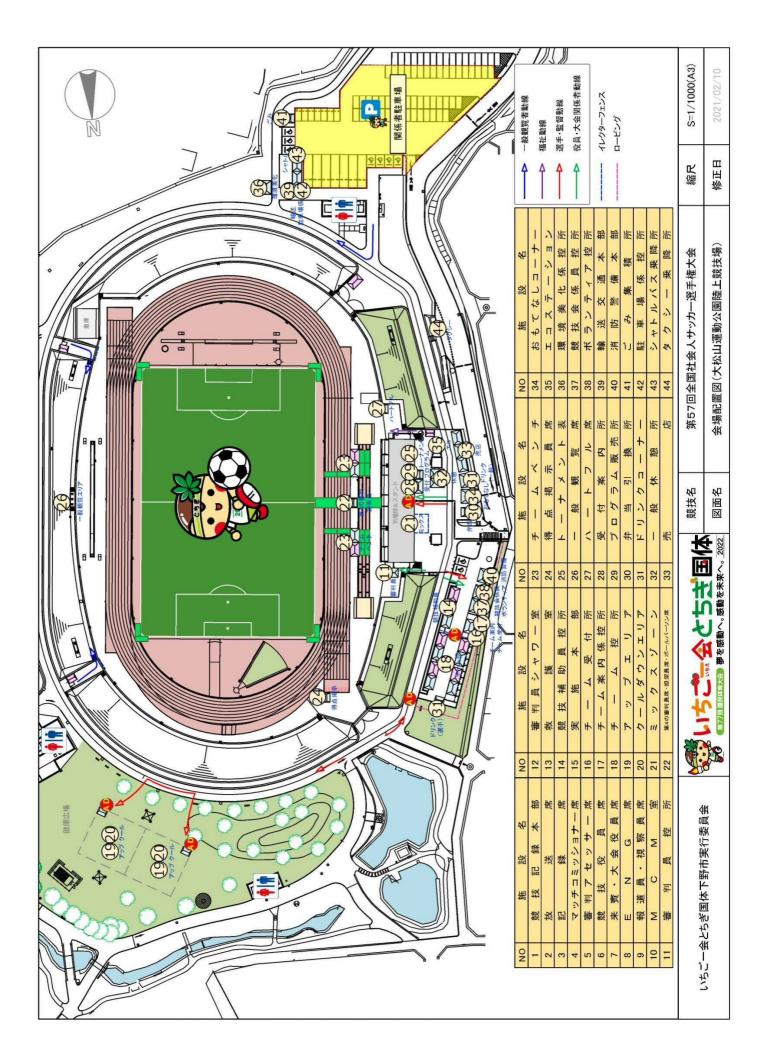






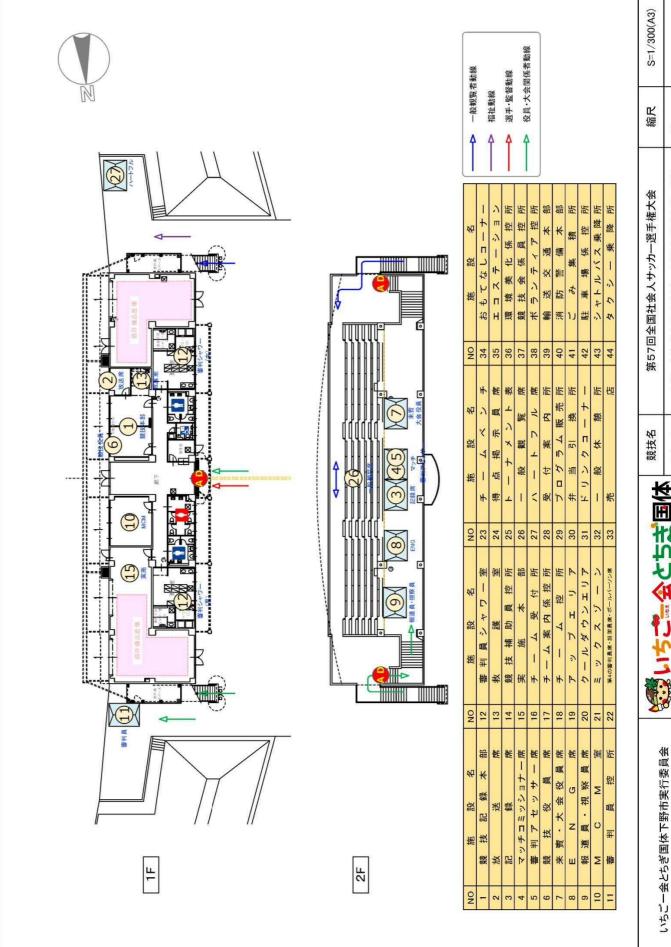


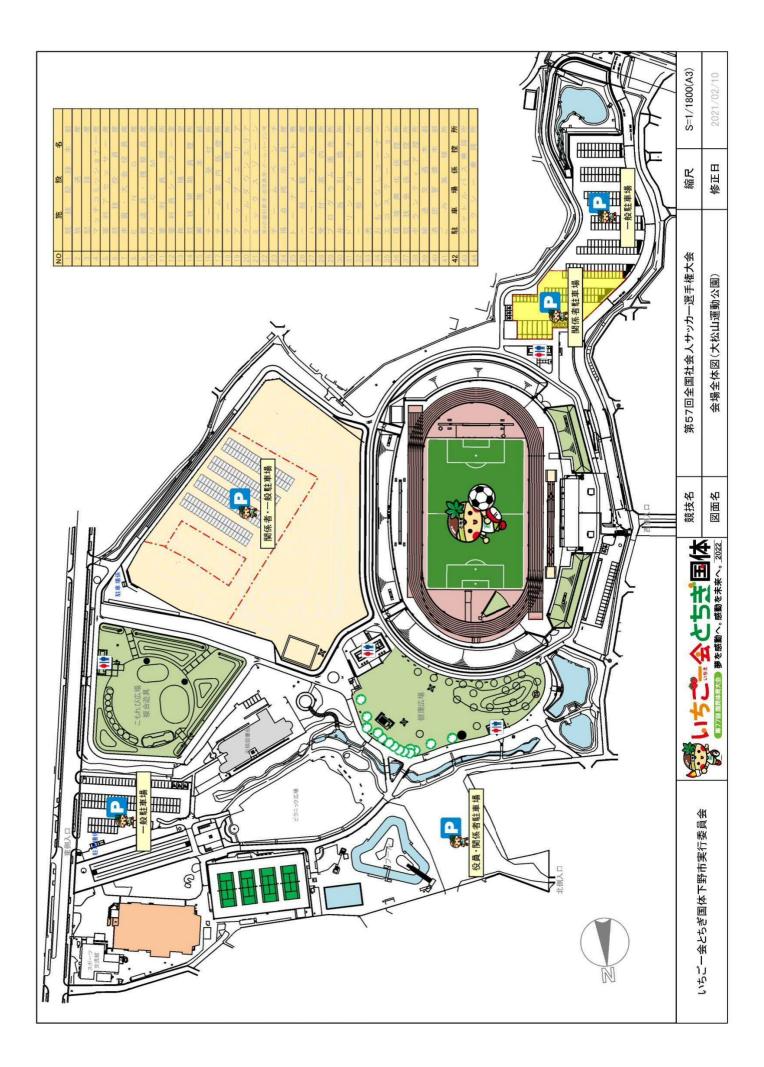




2021/02/10

修正日





実行委員会第3回総会 報告第6号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会 における審議決定・承認事項について

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会(書面開催)における審議決定・ 承認事項について、次のとおり報告します。

- (1) いちご一会とちぎ国体下野市大会運営ガイドライン
- (2) いちご一会とちぎ国体下野市識別用品整備要項
- (3) いちご一会とちぎ国体下野市支給物品等配布要項
- (4) いちご一会とちぎ国体下野市遺失物・拾得物取扱要項
- (5) いちご一会とちぎ国体下野市保険加入要項
- (6) いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし実施要項
- (7) いちご一会とちぎ国体下野市歓迎装飾実施要項
- (8) いちご一会とちぎ国体下野市案内所設置要項
- (9) いちご一会とちぎ国体下野市休憩所等設置要項
- (10) いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項
- (11) いちご一会とちぎ国体下野市情報通信基本計画
- (12) いちご一会とちぎ国体下野市情報通信業務実施要項
- (13) いちご一会とちぎ国体下野市式典基本計画
- (14) いちご一会とちぎ国体下野市式典実施要項
- (15) いちご一会とちぎ国体下野市炬火イベント実施計画
- (16) いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策実施要領
- (17) いちご一会とちぎ国体下野市感染症(防疫)対策要領
- (18) いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策要領
- (19) いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策実施要領
- (20) いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項
- (21) いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準
- (22) いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金等について
- (23) いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設募集要領
- (24) いちご一会とちぎ国体下野市リハーサル大会輸送計画
- (25) いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務実施要項
- (26) いちご一会とちぎ国体下野市リハーサル大会消防警備計画
- (27) いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画年次計画の改定

いちご一会とちぎ国体 下野市運営ガイドライン





いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

目 次

| はし | ごめに | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|----|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| しり | らご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 |
| 1 | 総務企画 | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| | (1) 開催推進総合計画等の進行管理 (2) 行幸啓・お成 | り | | | | | | | | |
| | (3) 懇談会等 (4) 識別用品 | | | | | | | | | |
| 2 | 財務 | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| | (1)企業協賛 (2)市内業者等の活用 | | | | | | | | | |
| 3 | 広報 | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| | (1) 広報活動 (2) 報告書等 | | | | | | | | | |
| 4 | 市民運動 | • | • | • | • | • | • | • | • | 6 |
| | (1)市民協働 (2)ボランティア (3)花いっぱい選 | 動 |] | | | | | | | |
| | (4) 手作りのぼり旗 (5) 学校観戦 (6) 魅力発信 | | | | | | | | | |
| | (7)環境美化 | | | | | | | | | |
| 5 | 観光•接伴 | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| | (1)歓迎装飾 (2)案内所 (3)休憩所 (4)売品 | 5 | | | | | | | | |
| | (5)記念品 (6)接遇意識の高揚 | | | | | | | | | |
| 6 | 競技 | • | • | • | • | • | • | • | • | 10 |
| | (1)競技役員等の編成 (2)競技用具 (3)競技記録 | Ř | | | | | | | | |
| | (4) デモンストレーションスポーツ | | | | | | | | | |
| 7 | 典 | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 1 |
| | (1)開始式、表彰式 (2)炬火イベント | | | | | | | | | |
| 8 | 施設 | • | • | • | • | • | • | • | • | 12 |
| | (1)施設整備 | | | | | | | | | |
| 9 | 宿泊 | • | • | • | • | • | • | • | • | 13 |
| | (1)配宿 (2)弁当 | | | | | | | | | |
| 10 | 医事•衛生 | • | • | • | • | • | • | • | • | 14 |
| | (1)医療救護 (2)防疫 (3)食品衛生 (4)環境 | 領 | 生 | | | | | | | |
| 11 | 輸送•交通 | • | • | • | • | • | • | • | • | 16 |
| | (1)輸送 (2)交通 | | | | | | | | | |
| 12 | 消防・警備 | • | • | • | • | • | • | • | • | 17 |
| | (1)消防防災 (2)警備 | | | | | | | | | |

はじめに

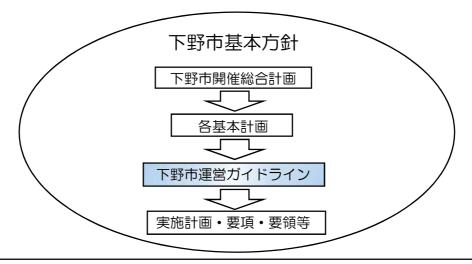
本市ではスポーツを推進するための基本理念として「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」を掲げ、「スポーツを楽しむ」、「スポーツでつながる」、「スポーツに熱くなる」を基本目標として、多くの市民がスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

このような中で、2022年に栃木県で開催される第77回国民体育大会において、本市で競技が行われることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツの普及・促進が図られ「ひとり1スポーツ」の実現に大きく寄与するものです。

また、国民体育大会は、選手・監督、競技役員などの大会関係者や応援する多くの方々が 全国から訪れるため、市民を挙げて、おもてなしの心を持って温かくお迎えし、本市の自然 や歴史、文化、食などの多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

以上のことを踏まえ、今後の開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまでに策定された「いちご一会とちぎ国体下野市開催基本方針」、「いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画」、及び各種基本計画等に基づいて、リハーサル大会、本大会での取り組み姿勢や留意点等を示した「いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドライン」を作成し、リハーサル大会、本大会へ向けた開催・運営の具体的な指針とします。

◎いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け



下野市基本方針 (平成 30 年 11 月 12 日 準備委員会第 1 回総会決定) < 抜粋>【実施目標】

(1) 市民総参加

すべての市民が大会に「参加する(する)」「応援する(みる)」「協力する(支える)」といった関わりを持つことで、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、地域の絆が深まる大会を目指します。

(2) 下野市の魅力を発信

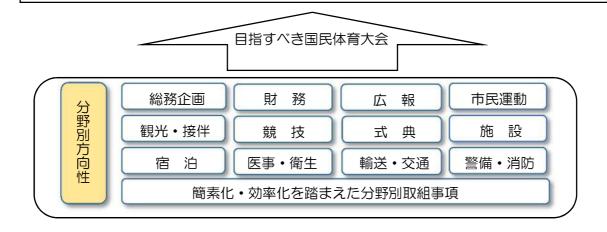
本市の多彩な魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国から訪れる皆さまをおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本市の魅力を全国に発信する大会を目指します。

(3)「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の推進

本市は、近年、オリンピックアスリートや優れた選手を多く輩出しております。今後ともプロスポーツへの支援や歴史あるマラソン・駅伝の開催、スポーツ施設の充実・整備を進め、「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"の実現に結びつく大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化

大会開催を、多くの市民にスポーツに対する興味や関心をより一層高める絶好の機会ととらえ、地域における健康づくりや生きがいづくり、絆づくりなど、スポーツがより一層、地域に根付く大会を目指します。



1 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、栃木国体を一過性のものとせず、 スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と 施策の推進を図る。

(1) 開催推進総合計画等の進行管理

【実施方針】

開催基本方針に基づき策定された開催推進総合計画等の適切な進行管理に努める。

リハ大会 本 大 会

- 開催推進総合計画及び年次計画の適切な進行管理に努め、必要に応じ 見直しを行う。
- 運営ガイドライン等を策定し、適切な運用を図る。

(2) 行幸啓・お成り

【実施方針】

県、県警、及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。

本大会

- 〇 県、県警、及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備等に 万全を期して対応する。
- 御席(ロイヤルボックス)や御休所等について、適切な整備に努める。

(3) 懇談会等

【実施方針】

市又は市実行委員会主催・共催の懇談会等は行わない。

リハ大会本 大会

- 市又は市実行委員会主催・共催(共催市実行委員会及び競技団体との共催)の懇談会等は、開催しない。
- 競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、会費対応とする。

(4) 識別用品

【実施方針】

一般観覧者との識別を図るため、識別用品として被服・帽子・IDカード等を整備する。

リハ大会

- 識別用IDカード等必要最小限の整備とする。
- 本大会での継続利用を考慮し整備する。
- 配布対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員とする。

本大会

- 〇 識別用品の整備は、必要最小限とする。ただし、競技団体において ユニフォーム等を整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的 に活用する。
- 可能な限り一括発注とし、経費の節減に努める。

2 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あ ふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(1)企業協賛

【実施方針】

市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品の協賛を呼びかける。

リハ大会本 大 会

- 協賛は原則として物品の提供とする。
- 協賛の対象者は、企業、団体等とし、原則として個人からは受け入れない。

(2) 市内業者等の活用

【実施方針】

いちご一会とちぎ国体開催による地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。

また、障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、障害者施設(障害者支援施設及び障害者 福祉サービス事務所をいう。以下同じ。)を積極的に活用する。

リハ大会本 大 会

○ 物品の購入及び借上、業務委託等は、可能な限り市内業者及び障害 者施設が受注しやすくなるよう配慮する。

3 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(1) 広報活動

【実施方針】

いちご一会とちぎ国体の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるとともに、全国 に、歴史・文化・自然・食など下野市のすばらしさを発信するため、効果的かつ積極的 な広報を行う

な広報を行う。 ○ 大会愛称、マスコットキャラクター、国体ソング・ダンス等を効果的に活用する。 ○ マスメディア、情報紙、インターネット等様々な広報媒体を活用した情報発信及び情報提供を行う。 本 大 会 ○ 主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的・効果的広報活動を行う。 ○ 横断幕、懸垂幕、啓発物品等の作成にあたっては、費用対効果の視点も踏まえ作成する。

(2)報告書等

【実施方針】 準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保持のため、大会報告書等を作成する。 また、国体の開催状況等を映像とし記録にとどめる。 リハ大会 ○ 報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会運営の結果や改善点は記録し、本大会に生かすものとする。 ○ 報告書は、内容、配布先等を検討し、必要最小限の作成とする。 ○ 記録写真集は作製せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

4 市民運動

市民ひとり一人が国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の 醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国 体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(1)市民協働

【実施方針】

「市民一人ひとりが活躍する大会」、「おもてなしの心で温かく迎える大会」、「生涯スポーツを推進する大会」、「下野の多彩な魅力を発信する大会」、「環境に配慮したクリーンで快適な大会」を基本目標に、いちご一会とちぎ国体を盛り上げ、市民が積極的に参加する機運を高めていくことで、市民協働によるまちづくりの契機とする。

リハ大会 本 大 会

- 各種広報活動により市民の関心及び参加意識を高め、市民が積極的 に参加できるような取組を行う。
- 市民参加の機会がより広がるよう、市民団体、関係団体等と連携を 図りながら、運動を進める。
- 既存の各種活動と連携し、運動の幅広い普及を図る。
- 大会開催後も運動が継続されるような仕組みを構築する。

(2) ボランティア

【実施方針】

市民一人ひとりが、自発的に開催機運の醸成や大会運営に関わることができるよう、ボランティアを募集する。

リハ大会 本 大 会

- ボランティアの募集にあたり、既存のボランティア活動との連携を 図る。
- 来場する方々を、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることができるよう、ボランティア研修会等を実施する。
- ボランティアの主体的活動を支援する。
- 大会規模等を踏まえ、必要なリハ大会において、本大会の研修の場として、ボランティアを配置する。

(3) 花いっぱい運動

【実施方針】

競技会場等多くの花で飾り、全国から訪れる選手や一般観覧者を歓迎する。 花いっぱい運動の実施にあたっては、大会開催後も市民によって継続されるよう努める。

| リハ大会 | 〇 設置場所、及び開花時期等勘案し、可能な範囲で実施する。 |
|-------|-------------------------------|
| * + 4 | 〇 全競技会場で実施する。 |
| 本大会 | 〇 調達数を勘案し、競技会場以外の場所においても実施する。 |

(4) 手作りのぼり旗

【実施方針】

都道府県別の手作りのぼり旗で競技会場等を飾り、選手を歓迎する。 手作りのぼり旗を、市内の小中学校や関係団体の協力を得て作製する。

リハ大会 本 大 会

- 競技会場等での設置場所等勘案し、必要数量を検討する。
- 手作りのぼり旗は、市内の小中学校及び関係団体に依頼し、応援メッセージとイラストを記載する。

(5) 学校観戦

【実施方針】

児童・生徒による選手等の応援を通し大会を盛り上げるとともに、スポーツへの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。

| を高め、更なるスポーツの音及、振興を図るにめ、字枚観戦を実施する。 | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| リハ大会 | 〇 市内小中学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促すとともに、 | | | |
| リハ八云 | 可能な限り観客席の確保を行う。 | | | |
| | 〇 学校行事等に配慮しつつ、市内小中学校による学校観戦を実施す | | | |
| 本大会 | る 。 | | | |
| 本 八 云 | 〇 学校観戦にあたっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送 | | | |
| | を行う。 | | | |

(6) 魅力発信

【実施方針】

全国から訪れる方々に歴史、文化、自然、食など下野市の魅力を伝える。

リハ大会 ○ 既存の観光パンフレットを活用して下野市の魅力を伝える。 本 大 会 ○ 観光案内所やPRブース等の設置を検討する。

(7)環境美化

【実施方針】

全国から訪れた方々が、滞在中気持ちよく過ごせるよう清掃活動を実施する。 また、競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。

○ 関係機関、関係団体等の協力により、競技会場周辺において清掃活動を実施する。
 リハ大会 大会時の競技会場等の清掃については、競技会係員、競技会補助員等が中心となって活動を展開する。
 ○ 競技会場等におけるゴミ箱等について、分別の徹底が図られるよう工夫する。

5 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(1) 歓迎装飾

【実施方針】

開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、競技会場や主要駅を中心に歓迎装飾を行う。

| を行う。 | |
|------|----------------------------------|
| リハ大会 | 〇 必要に応じて競技会場に歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱ |
| リハ八云 | い運動による装飾を行う。 |
| | 〇 歓迎アーチ、看板、歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱい運 |
| | 動による装飾など競技会場の広さに応じ、効果的な歓迎装飾を行う。 |
| 本大会 | 〇 周辺道路、主要駅等についても、必要に応じて看板、歓迎のぼり |
| | 旗、花いっぱい運動による装飾を行う。 |
| | 〇 練習会場においては、必要に応じて装飾を行う。 |

(2) 案内所

【実施方針】

選手・監督・役員等(大会参加者等)及び一般観覧者へ、競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅に案内所を設置する。

| 情報寺の条内を1J フため、脱投云場、土安駅に条内別を設置する。 | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 〇 競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて情報提供を | | | | | |
| リハ大会 | 行う。 | | | | | |
| | 〇 既存の観光案内所との連携を図る。 | | | | | |
| | 〇 競技会場、主要駅等に案内所を設置する。 | | | | | |
| 本大会 | 〇 既存の観光案内所との連携を図る。 | | | | | |
| | 〇 案内、誘導、介助等を行う運営ボランティアを配置する。 | | | | | |

(3) 休憩所

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者に、交流の場、休息の場として、競技会場に休憩所を設置する。

| 直9る。 | |
|-----------|----------------------------------|
| リハ大会 | 〇 競技会場の状況等踏まえ、必要と認める場合に休憩所を設置する。 |
| | 〇 競技会場に休憩所を設置し、ドリンクやおもてなし料理の提供等行 |
| | う。 |
| 本大会 | 〇 企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、協 |
| 本 八 云 | 賛品として受け入れて提供する。 |
| | 〇 飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全性の |
| | 確保に努める。 |

(4) 売店

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介、及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。設置にあたっては、原則として出店者から設置負担金を徴収する。

| リハ大会 | 〇 必要に応じて競技会場に設置する。 | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-------|-----------------|--|
| 本大会 | 0 | 競技団体、 | 関係機関、 | 関係団体、 | 及び企業の協力を得て競技会場に | |
| 4 八 云 | = 5 | 设置する。 | | | | |

(5) 記念品

【実施方針】

企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、大会参加者等に贈呈する。

| 9 000 | |
|-------|----------------------------------|
| リハ大会 | O 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品につい |
| リハ八云 | て、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。 |
| | O 市実行委員会からの記念品については、企業や関係団体からの協賛 |
| 本大会 | 品、記念品の提供状況を勘案しながら検討する。 |
| 4 八 云 | O 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、そ |
| | の内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。 |

(6) 接遇意識の高揚

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者におもてなしの心で接遇できるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会運営従事者(競技補助員、競技会係員及び競技会補助員をいう。以下同じ。)の接遇意識の高揚に努める。

| | リハ大会 | 〇 必要に応じて競技会運営従事者に対する接遇研修等を実施する。 |
|---|-------|----------------------------------|
| | リハ八云 | 〇 リハ大会終了後に検証を行い、本大会に備える。 |
| | 本大会 | 〇 リハーサル大会で得た教訓を生かし、競技会運営従事者に対する接 |
| 4 | 4 八 云 | 遇研修を実施する。 |

6 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(1)競技役員等の編成

【実施方針】

競技役員等の編成については、県及び競技団体と十分に協議し、適正な配置を行う。

リハ大会 本 大 会

- 競技運営に必要な最小限の人数とする。
- 可能な限り県内競技役員で編成することとし、中央(中央競技団体からの派遣)及び近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。
- 県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業 務内容等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、宿泊を認める。

(2) 競技用具

【実施方針】

競技会の実施に必要な競技用具は、既存の競技用具を最大限活用する。不足する場合は、借用、購入等により整備する。

リハ大会

○ 既存の競技用具の活用を原則とし、不足する場合は、借用又は購入 により対応する。

本大会

○ 競技用備品購入の際には、計画的かつ効率的に検討し、整備すると ともに、大会後の利活用を考慮する。

(3) 競技記録

【実施方針】

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体と協議のうえ、迅速かつ正確に処理できる体制を整備する。

リハ大会

○ 競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ 正確な記録の収集・速報に努める。

本大会

○ 競技団体及び県記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録 の収集・速報に努める。

(4) デモンストレーションスポーツ

【実施方針】

市民の興味が高まるよう、広報を計画的に推進するとともに、競技団体等と連携し、国体後も地域のスポーツとして根付くよう取り組む。

本大会

- 大会後も地域のスポーツとして根付くよう、競技団体等と連携し実 施する。
- 運営協力は簡素・効率化に努め、過剰な装飾は行わない。

7 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(1) 開始式、表彰式

【実施方針】

開始式、表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めながら、創意工夫を凝らした運営を行う。

| 運営を行う。 | |
|-----------|----------------------------------|
| リハ大会 | 〇 式典は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施 |
| リハ八云 | する。 |
| | 〇 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運 |
| | 営に支障のないよう簡素化に努める。 |
| 本大会 | 〇 表彰式は、入賞者の健闘を心からたたえる場となるよう、競技団体 |
| 本 八 云 | 等と協力して実施する。 |
| | O 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素 |
| | なものとする。 |

(2) 炬火イベント

【実施方針】

大会の開催機運を高めるために、市民の参加を得ながら、本市の特色を活かし、創意工夫を凝らして実施する。

本大会

- 炬火イベントの実施にあたっては、開催機運の盛り上げを図るため、市民参加を基本とする。
- 採火については、市内各所で実施する。
- 採火した火を下野市の炬火として一つに集める集火式を実施する。

8 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(1)施設整備

【実施方針】

既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう、必要な整備を行う。

リハ大会 本 大 会

- 競技施設の整備は、県、競技団体等と十分に協議のうえ、既存施設 を活用し、仮設等での対応を含め、必要最小限の整備を行う。
- 練習会場については、県、競技団体等と十分協議のうえ、既存施設 を活用する。
- 競技施設、観客席、案内所等、大会運営に必要な臨時仮設物については、県、競技団体等と十分協議のうえ、必要な整備を行う。

9 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(1)配宿

【実施方針】

大会参加者等の配宿は、競技会場及び競技会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

| リハ大会 | 〇 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。 |
|------|----------------------------------|
| | 〇 選手、監督及び競技会にかかわる役員の配宿は、競技会場及び練習 |
| | 会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意す |
| 本大会 | వ . |
| | 〇 競技団体の意向、要望を踏まえ、県の合同配宿本部において効率的 |
| | に行う。 |

(2) 弁当

【実施方針】

大会参加者等に、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、下野市の特色を活かした昼食弁当を提供する。

| リハ大会 | 〇 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。 |
|------|----------------------------------|
| | 〇 弁当の申込み受付については、関係事業者を活用するなど、効率的 |
| 本大会 | に行う。 |
| | 〇 弁当の調達は、市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。 |

10 医事•衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(1) 医療救護

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者の傷病に速やかに対応するため、医療機関その他関係機関の協力を得て、必要な医療救護体制を整える。

リハ大会 本 大 会

- 競技団体及び医療機関その他関係機関と緊密な連携を図り、適切な 医療救護体制を整える。
- 競技会場に救護所を設置し、応急処置を行うほか、医療機関に移送 する。

(2) 防疫

【実施方針】

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、保健所その他関係機関の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、保健衛生に関する知識の普及・啓発を図る。

リハ大会 本 大 会

- 感染症対策として、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防 に向けた取組を奨励する。
- 感染症患者の発生に備え、必要な連絡体制を整備するとともに、発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(3)食品衛生

【実施方針】

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、保健所その他関係機関の協力を得て、 食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、大会期間中に提供する飲食物の安全対策 に努める。

リハ大会 本 大 会

- 食品取扱施設等に対し、食中毒発生予防を重点とした、食品の衛生 的取扱いの向上と、従事者の健康管理等を励行する。
- 競技会場の食品取扱施設に対し、食中毒の発生予防を重点とした、 食品の衛生的取扱いの向上と、当該従事者の健康管理等を励行する。
- 大会に関係する者に食中毒患者が発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(4)環境衛生

【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、広く市民の協力を得て、競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

リハ大会 本 大 会

- 関係機関、関係団体等はもとより市民の協力を得て、競技会場等の 生活環境等における快適な環境づくりに努める。
- 廃棄物の減量化を図るため、分別収集戸等による再資源化を推進する。

11 輸送•交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的 な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と 環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(1)輸送

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関で対応する。ただし競技会場、練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。

交通事業者その他関係機関・関係団体と協議のうえ、大会参加者等及び一般観覧者に 対し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。

(2)交通

【実施方針】

大会参加者等及び一般観覧者車両の交通については、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ必要な対策を講じる。

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷軽減を図るため、一般観覧者の自 家用自動車利用の自粛を推進する。

駐車場は競技会場や練習会場の周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるとき は必要な措置を講じる。

| リハ大会 | 〇 駐車場等の状況に応じ、誘導・案内のため適切な人員配置を行う。 |
|---------------------|----------------------------------|
| リーソハ八云 | 〇 大会関係車両の駐車場は運営上必要と認められるものに限定する。 |
| | 〇 競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応 |
| | じて交通規制など必要な対策を講じる。 |
| * + <i>\(\(\)</i> | 〇 道路及び駐車場等の状況に応じ、誘導案内のため適切な人員配置を |
| 本大会 | 行う。 |
| | 〇 大会関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定する |
| | とともに、一般観覧者には自家用車での来場自粛を呼びかける。 |

12 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

(1)消防防災

【実施方針】

消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設の火災その他の災害の予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。

| リハ大会 | 〇 消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体 |
|-----------|----------------------------------|
| り八八云 | 制を整備する。 |
| 本大会 | 〇 消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実と、危機 |
| 本 八 云 | 管理に努める。 |

(2) 警備

【実施方針】

警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設における 事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

| | 〇 警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備 |
|------|----------------------------------|
| リハ大会 | を行う。 |
| | 〇 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。 |
| | 〇 警察その他関係機関等と連携を図り、競技会場その他大会関係施設 |
| 本大会 | における事故及び事件の防止に努める。 |
| | 〇 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。 |

いちご一会とちぎ国体下野市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体(以下「国体」という。)及びいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)において、下野市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者(以下「従事者」という。)の識別用品の整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が整備する識別用品の品目は、簡素、効率化を考慮し、原則として次のとおりとする。

- (1) 国体
 - ア I Dカード (カードケースを含む)
 - イ 服飾品
 - ウ その他実行委員会が必要と認めるもの
- (2) リハーサル大会
 - ア I Dカード (カードケースを含む)
 - イ 服飾品
 - ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会役員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、原則として国体及びリハーサル大会に おいて、全競技共通のものとする。ただし、共催市町実行委員会又は競技団体が識別用品 を整備する場合の識別用品のデザインについては、この限りではない。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品について必要な事項は、別に定める。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市支給物品等配布要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)における諸物品及び案内 資料等(以下「支給物品等」という。)の配布について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目、及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

3 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における支給物品等配布についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市遺失物・拾得物取扱要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が管理する競技会場、練習会場、駐車場内等及び実行委員会が借り上げたシャトルバス内において、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法(平成18年法律第73号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、いちご一会とちぎ国体下野市実施本部(以下「実施本部」という。)が設置する競技会場の受付案内所とし、受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2)受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合、競技会場の会場総務係へ引き継ぐものとする。
- (3)会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 大会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1)拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書(様式第1号)に必要事項を記入の上、 拾得者に対して拾得物預り書(様式第2号)を交付するとともに、拾得物一覧簿(様 式第3号)に記入し、拾得物個票(様式第4号)を取付け、一時保管する。ただし、 拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書(様式第2号)は拾得者の要望 に応じて交付するものとし、交付する場合は、注意欄を斜線で消すものとする。
- (2) 遺失物の申出を受けた場合は、遺失物届出書(様式第5号)の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書(控え)(様式第6号)を交付するとともに、遺失物一覧簿(様式第7号)に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許 書等で遺失者本人であることを確認の上、遺失物受領書(様式第8号)を作成し、署 名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状(様式第9号)を受理した後に、 運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書(様式第

10号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1)会場総務係は、競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならない。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書(様式第11号)に、拾得物受理書(写し)を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、2(3)により引き継いだ拾得物については、所轄警察署と協議の上、速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・取得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

様式第1号

拾得物受理書

| 拾 | 得物 | 受理 | 番号 | 第 | | 号 | | | | | | | | | |
|----------|-----|--------------|-------|---------------|--------------------|-----|----------|------|--------------|-------|-----|---------------|----------|--------|-----------|
| 受 | 理 | 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | l E | 1 (|) | 午前 | • 午 | -後 | 時 | 分 | |
| 拾 | 得 | 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | l E | 1 (|) | 午前 | • 午 | -後 | 時 | 分 | 須 |
| 拾 | 得 | 場 | 所 | | | | | | | | | | | | |
| * | | | 住所 | | | | | | | | | | | | |
| 拾 | 得 | 者 | 氏名 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電話 | 自宅 | | | | | 携帯 | ・勤務 | 先 | | | | |
| | | | | 総額 | 額 | | | | • | 金額 | 内記 | 沢 | | | |
| | | | | | 円 | | 金種 | | 数 | 金租 | Î | 数 | 金 | 種 | 数 |
| | | | 現金 | | | - | 10, 000 | 円 | | 500 | 円 | | | 5 円 | |
| | | | 20.30 | | | | 5, 000 | 円 | | 100 | 円 | | | 1円 | |
| 物 | 1 | 牛 | | | | | 2, 000 | 円 | | 50 | 円 | | <u> </u> | | |
| | | | | | | | 1, 000 | | | 10 | | | | | |
| | | | | Ę | 品名 | | 形 | 状 | · 特徴 · | ・在中と | 品の | 内訳等 | | Я | 点数 |
| | | | 物品 | | | | | | | | | | | | 点 |
| | | | | | | | | | | | | | | | AIN. |
| 拾 | 得 | 者 | の样 | 1 利 | 口有 | 権 | | 棄権 | | 〕失権 | | | | | |
| * | | | | | 遺失 | 者に | 対し | T E | 氏名及 | び住所 | fを | 告知す | るこ | ا کے د | カ同意 |
| 拾 | 得 | 者 | の同 | 意 | □有 | • | □ 無 | | | | | | | | |
| | | | | | ※電記 | 舌番· | 号告知 | のロ |]否 □ | 可 | | 否 | | | |
| 拾 | 得物 | 預り | 書交付 | 日時 | 令和 | : | 年 | 月 | 日(| () 4 | 前 | ・午後 | 田 | ŧ | 分 |
| 拾 | 得物 | 返還 | 通知の | 希望 | 口有 | (• | 電話通 | 툍絡 | ・通知 | 書送付 |) | □無 | | | |
| | | | | | | ħ | 権 利 | 放 | 棄 | 書 | | | | | |
| | | | L=7.0 | ### 1#L 1 — 4 | 1 -1- 7 | | _ | | コの左エ | | ĖΣI | ++ | | | |
| × | | | 上記の | 物件に対 | 196 | | | | 刃の権利 学会の≣ | | | 、まり。 ෭棄しま゙ | ╅ | | |
| 権利 | 放棄 | ξの | | | | | | | カ並の。 有権を抗 | | | | 7 0 | | |
| 報告 | | | | | | | | | | | | 。 します | 0 | | |
| | | | | | | | | | | 令和 | | 年 . | 月 | 日 | |
| | | | | 一会とち | | | | 行委 | 員会 | | | | | | |
| | | | 会 長 | 広 瀬 | 寿 雄 | 様 | | ·但- | 者氏名 | | | | | | |
| 備 | | | | | | | <u> </u> | 17寸1 | 日八石 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 拟拟 | 1보크 | 13 | | | | | | | | | | | | | |

※太枠内は、拾得者本人が記入してください。

様式第2号

拾得物預り書

| 拾得物受 | 理番号 | 第 | 号 | | | | | | | |
|------|---------|----------|----------|----------|------|--------|-----|---|----|----|
| 受 理 | 日 時 | 令和 年 | 月 | 日(|) | 午前・午行 | 发 | 時 | 分 | |
| 拾得 | 日 時 | 令和 年 | 月 | 日(|) | 午前・午行 | 发 | 時 | 分頃 | į |
| 拾得 | 場所 | | | | | | | | | |
| | 住 所 | | | | | | | | | |
| 拾得者 | 氏名 | | | | | | | | | |
| | 電話 | 自宅携帯・勤務先 | | | | | | | | |
| | | 総額 | | | | | | | | |
| | | 円 | <u> </u> | 金種 | 数 | 金種 | 数 | 金 | 種 | 数 |
| | 現 金 | | 10 |), 000 円 | | 500円 | | | 5円 | |
| | 200 312 | | 5 | 5,000円 | | 100円 | | | 1円 | |
| 物 件 | | | 2 | 2,000円 | | 50 円 | | | | |
| | | | 1 | , 000 円 | | 10円 | | | | |
| | | 品名 | | 形物 | 犬・特征 | 数・在中品の | 内訳等 | Ē | Ķ | 点数 |
| | 物品 | | | | | | | | | 汃 |
| | | | | | | | | | 1 | |

上記の物件を預かりました。

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会 長 広 瀬 寿 雄

取扱者氏名_____

- 注1 この預かり書は、あなたが標記物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから 紛失しないように大切に保管してください。
 - 2 落とし主が判明したとき、(あなたが落とし主に対して氏名等連絡先を告知することに同意していただいたときに限り) 拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5~20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品) を請求することができます。ただし、拾得のときから24時間以内に物件を届出なかった場合及び権利放棄された方は、該当しませんのでご注意願います。
 - ※報労金の請求期限は落とし主に返還した日から1カ月となっていますので、落とし主から連絡がなければ、落とし主に連絡してください。
 - 3 落とし主が判明しないときは、本日から7日以内に所轄の警察署へ提出します。
 - なお、警察署への提出後、さらに3か月を経過しても落とし主が判明しないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できますので、所轄の警察署落し物係へ事前に電話でお問い合わせください。ただし、拾得のときから24時間以内に物件を届出なかった場合や、個人情報関連物件等、権利放棄された方は該当しませんので、ご注意願います。
 - ※物件を受け取ることができる期間は、3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると 所有権がなくなりますので、ご注意ください。

拾得物一覧簿

No.

| 拾得物 受 理 | 受理年月日 | 拾得日時 | 拾得物件(種 | 類及び数量) | 拾得場所 | 受理処理者 | 備考 |
|------------|----------|-----------|--------|--------|-----------|-------|---------|
| 番号 | (記載年月日) | 10 14 U H | 現 金 | 物品 | 「ローオーターの」 | 返還処理者 | 11#1 75 |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |

※備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

様式第4号

取扱者氏名

備考

拾 得 物 個 票 拾得物受理番号 第 号 拾得物受理年月日 令和 年 月 日 拾得物拾得年月日 令和 年 月 日 拾得場所 ふりがな 拾得者 現 金 円 拾得物件 物品

遺失物届出書

| 届出 | 受現 | 里番 | 号 | 第 | | 号 | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|----|----|----------|--|--|-----|--|----------|
| 届 | 出 | 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | 日(|) | 午 | 前•4 | 午後 | 時 | 分 | \ | | | | | |
| 遺 | 失 | 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | 日(|) | 午 | 前•4 | 午後 | 時 | 分 | 頃 | | | | | |
| 遺 | 失 | 場 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| × | | 1: | 主所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遺失者 | 旨 | E | 5名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 電話 | 自宅 | | | | 携き | ・勤 | 務先 | | | | | | | | | |
| | | | | 総客 | 預 | | | | 金 | 額内詞 | R | | | | | | | | |
| | | | | | | 金 | 種 | 数 | 金 | 種 | 数 | 金 | :種 | 数 | | | | | |
| | | Ŧ | 見金 | | | 10, | 000円 | | | 500円 | | | 5円 | | | | | | |
| 物件 | | /U | 円 | | 5, | 000円 | | | 100円 | | | 1円 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | - | 000円 | | | 50円 | | <u> </u> |
| | | | | | 1, | 000円 | | | 10円 | | | | | | | | | | |
| | | | , = | | 品名 | | 形状 | •特 | 徴・右 | E中品 | の内訳 | 等 | 点 | 数 | | | | | |
| | | 7 | 勿品 | | | | | | | | | | | 点 | | | | | |
| ※遺失 | :者 | 拾征 | 导者に対 | 対して、 | 氏名及 | び住所 | を告知 | する | ことの | D同意 | | 口有 | 口無 | Ħ | | | | | |
| の同 | 意 | ×ī | 電話番 | 号告知の | 可否 | □司 | | ī | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | 取扫 | 及担当 | 者 | | | | | | | | | | |
| 上記の旨について、誤りがないことに同意します。 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄様 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 令和 | 年 | 月 | | 3 | | | | | | | | |
| 署名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ※太枠線内は、遺失者本人が記入して下さい。
 ※拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

| 拾得物受理番号 | 第 | F |] | | | | | | | | | |
|----------|----------|------|--------------|----|---|---|----|----|-----|-----|-------|--|
| 連絡日時 | 令和 | 年 | 月 | 日 | (|) | 午前 | ・午 | -後 | 時 | 分 | |
| 連絡結果 | | | | | | | | | | | | |
| 口 遺失者に連絡 | , i | | 4 | 介和 | 年 | | 月 | 日 | | | | |
| □ 遺失者に返還 | <u>.</u> | | 4 | 介和 | 年 | | 月 | 日 | (郵送 | の場合 | は着払い) | |
| □ 拾得者へ電話 | 連絡 | | 4 | 介和 | 年 | | 月 | 日 | | | | |
| □ 拾得者へ返還 | 通知書送 | €付 | 4 | 介和 | 年 | | 月 | 日 | | | | |
| □ 拾得者への返 | 還通知希 | 9望なし | • | | | | | | | | | |

様式第6号

遺 失 物 届 出 書(控え)

| 届出受理 | 番号 | 第 | | 号 | | | | | | | |
|-------|--------|------|-----|------|-------------|-----|--------|-----|----------|-----------|---|
| 届 出 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | 日(| | 午前•午 | 後 | 時 | 分 | |
| 遺失日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | 日(| | 午前•午 | 後 | 時 | 分b | 頁 |
| 遺失場 | 所 | | | | | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | |
| 遺失者 | 氏名 | | | | | | | | | | |
| | 電話 | 自宅 | | | | 携带 | ・勤務先 | | | | |
| | | 総客 | 頁 | | | | 金額内訳 | | | | |
| | | | | 金 | 種 | 数 | 金種 | 数 | 至 | 全種 | 数 |
| | 現金 | | | 10, | 000円 | | 500円 | | | 5 円 | |
| | 20.312 | | 円 | 5, | 000円 | | 100円 | | | 1円 | |
| 物件 | | | | 2, | 000円 | | 50円 | | | | |
| | | | | 1, | 000円 | | 10円 | | | | |
| | | | 品名 | | 形物 | じ・特 | 徴・在中品の | 内訳等 | 等 | 点数 | 汝 |
| | 物品 | | | | | | | | | | 点 |
| 遺失者の | 拾得者 | に対して | 、氏名 | る及び位 | 主所を行 | 告知す | ることの同意 | Ţ | 口有 | 口無 | |
| 同意 | 電話番 | 号告知の | 可否 | □₽ | ग □7 | 雪 | | | | | |
| 取扱担当者 | | | | | | | | | | | |

【遺失物が判明しない場合】

※当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 下野警察署

課 0285-52-0110 (代表)

【遺失物が判明した場合】

※拾得者に対し、氏名・住所・電話番号等を告知することに同意している場合、あなたの 氏名・住所・電話番号等を拾得者に告知します。(拾得者が権利を放棄された場合は該当し ません。)

※標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたは報労金(相当物品)の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。(当実行委員会は関与できません。)

※拾得者には、拾得物の評価額の5~20%の2分の1の範囲で報労金(相当物品)を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

遺失物一覧簿

No.

| 届出書 | 平田左口口 | 生 七 口 吐 | 遺失物件(租 | 類及び数量) | ᄬᄼᆌᇎ | 受理処理者 | /# * |
|---------|----------|----------------|--------|----------------|------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号 | 受理年月日 | 遺失日時 | 現 金 | 物品 | 遺失場所 | 返還処理者 | 備考 |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日 時 分頃 | | | | | |
| | 令和 年 月 日 | 月 日時 分頃 | | | | | |

48

様式第8号

遺失物受領書

| 拾得物受理 | 理番号 | 第 | 号 | 遺失物届 | 出書受理 | 聖番号 第 | É | 号 |
|-------|-------|-------|------------|---------------|------|--------------|---|----|
| 拾得日 | 日時 | 令和 4 | 年 月 | 日(|) 午雨 | 前・午後 | 時 | 分 |
| 拾得均 | 易 所 | | | | | | | |
| ₩а | 住 所 | | | | | | | |
| 拾 得 者 | 氏名 | | | | | | | |
| | | 総額 | | | P | 9 | | |
| | | | 10,000円 | | 枚 | 100 円 | 3 | 枚 |
| | 現 金 | | 5,000円 | | 枚 | 50 ₽ | 3 | 枚 |
| | | 内訳 | 2,000円 | | 枚 | 10 円 | 3 | 枚 |
| 拾得物件 | | | 1,000円 | | 枚 | 5 ₽ | - | 枚 |
| | | | 500円 | | 枚 | 1 🖰 | 3 | 枚 |
| | 物品 | | | | | | (| 点) |
| 上記の物例 | 牛を受領し | しました。 | | | | | | |
| 令和 4 | 年 月 | 日 | | | | | | |
| | | いちご | ー会とちき 会 | 国体下野市 長 広瀬 | | | | |
| | | 住 | 所 | | | | | |
| | | 氏 | : 名 | | | | | |
| | | 電 | 話 | | | | | |
| 本人確認 | | 運転免許 | 証(No. | | | | |) |
| 返還担当者 | | | | | | | | |

※太枠内は、受領者が記入してください。

委 任 状

| 遺失物の | 受け取り [:] | を下記の者 | 首に委任 | Eしました。 | | |
|------|-------------------|-------|------|--------|---------|------|
| 受任者住 | 所 | | | | | |
| 氏名 | | | | | 委任者との関係 | |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | | | |
| | 委任者 | (遺失者) | 住所 | | | |
| | | | 氏名 | | | (自署) |

拾得物返還通知書

| | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|--|----------------------------------|---------------|------|---|
| 様 | | | | |
| いちごー会 | 会とちぎ国体 会: | 下野市実 長 広 🌣 | | |
| 令和 年 月 日に、あなたから拾得の届けば、令和 年 月 日に下記の方に返還いたしましあなたには、遺失物法の定めるところにより、下記2分の1の範囲内で報労金(相当物品)の支払いを請下記の方から連絡がありましたら、お互いに話し合なお、下記の方には、報労金(相当物品)の支払義 | た。 の方に物件の 求できます。 ってください | 評価額 <i>σ</i> | 5~20 | |
| 記 | | | | |
| 返還を受けた方(遺失者の同意を得ている事項のみ記録 | 載しておりま | す。) | | |

氏 名 ______ 電 話 _____

住 所 ______

No.

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

令和 年 月 日

下野警察署長 様

住 所 下野市笹原26番地

事務所名 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

代表者名 会長 広瀬 寿雄

担当者名 事務局

電話番号 0285-32-8920

| No. | 物件の種類及び特徴 | | - 大川東のエター 介正学 | 佐 到安 | | 備考 |
|------|-----------|-----|-------------------------|---|--|------|
| INO. | 現金(内訳) | 物 品 | 拾得者の氏名,住所等 | 権利等 | 拾得及び交付日時・場所 | 1佣 右 |
| | 円(内訳) | | ◇氏 名 | □ 有権 □ 棄権 □ 失権 | ◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 | |
| | 円× | | ◇住 所 | □ 天権 権利放棄 □ 一 切 | │◇拾得場所 │ │ | |
| 1 | 円× 円× | | ◇電話番号 | □ 報労金□ 所有権□ 費用請求権 | ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所 | |
| | 円× | | | 氏名等告知の同意 □有 □無 | | |
| | 円(内訳) | | ◇氏 名 | │ □ 有権 │ □ 棄権 │ □ 失権 | ◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 | |
| 2 | 円× | | ◇住 所 | 権利放棄 口 一 切 | . ♥ 1日 (र-आ))। | |
| | 円× 円× | | ◇電話番号 | □ 報労金 □ 所有権 □ 費用請求権 | ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所 | |
| | 円× | | ∧ _Б пп ш . 1 | 氏名等告知の同意 □有 □無 | V ~ 13-20111 | |

| Na | 物件の種類及び特徴 | | 松伊老の氏な けず笠 | 松工工厂 | 松祖五が女仏口叶 担 ず | /# ** |
|-----|-----------------------------------|-----|-------------------|---|--|------------------|
| No. | 現金(内訳) | 物 品 | - 拾得者の氏名,住所等 | 権利等 | 拾得及び交付日時・場所 | 備考 |
| | 円 (内訳) 円× | | ◇氏 名 | □ 有権 □ 棄権 □ 失権 権利放棄 | ◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 | |
| 3 | 円× 円× | | ◇電話番号 | □ 一 切 □ 報労金 □ 所有権 □ 費用請求権 氏名等告知の同意 □ 有 □無 | ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所 | |
| 4 | 円 (内訳) 円× 円× 円× 円× | | ◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号 | □ 有権 □ 乗権 □ 失権 権利放棄 □ 切 □ 報労金 □ 所有権 □ 費用請求権 | ◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所 | |
| | | | ◇氏 名 | 氏名等告知の同意 □有 □無 □ 有権 | ◇拾得日時 | |
| | 円 (内訳) 円× | | ◇住 所 | □ 棄権 □ 失権 権利放棄 □ - 切 | ◇柏(村田) 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 | |
| 5 | 円× 円× 円× | | ◇電話番号 | □ 報労金 □ 所有権 □ 費用請求権 氏名等告知の同意 | ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 - ◇交付場所 | |
| | | | | 口有 口無 | | |

いちご一会とちぎ国体下野市保険加入要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)において、開催準備業務並びに開催期間中(以下「大会期間中」という。)に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、 損害保険会社(以下「保険会社」という。)又は社会福祉法人下野市社会福祉協議会(以 下「社協」という。)を通じて保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害保険賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、 保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、 法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものにより 分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、 実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故 により、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故を いう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事項

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、 損害賠償責任を負う事故をいう。

工 受託物賠償事故

大会期間中に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させた ことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員(市職員は除く)、競技会補助員、医師、看護師等の大会従事者が、大会期間中等の業務、又は当該業務に従事するために、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故
 - ア 故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
 - ア 保険対象者の故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
 - エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
 - オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1)大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(様式第 1号)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険 普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

| | | | | | | 報台 | 5者 | | | |
|----------------------|---------|----|---|---|---|-----|----|-----------------|----|--|
| 事故発生日時 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | () | 眼 | 分 分頃 | Į | |
| Ę | 事故発生場所 | | | | | | | | | |
| 事故発生状況 (できるだけ詳しく) | | | | | | | | | | |
| 【物指 | 事項の場合】 | | | | | | | | | |
| 被 | 被害物名 | | | | | | | | | |
| 害 | 被害状況 | | | | | | | | | |
| 物 | 被害物の写真 | 有 | 無 | | | | | | | |
| 所 | 氏 名 | | | | | | | | | |
| 有 | 住 所 | | | | | | | | | |
| 者 | TEL | | | | | | | | | |
| 【傷害 | 『事項の場合】 | | | | | | | | | |
| 負 | 住 所 | | | | | | | | | |
| 傷 | 氏 名 | | | | | 生年月 | 日 | | 性別 | |
| 者 | TEL | | | | | | | | | |
| 医 | 住 所 | | | | | | | | | |
| 療機 | 名 称 | | | | | TEL | | | | |
| 関 | 担当医師 | | | | | | | | | |
| | 傷病名 | | | | | | | | | |
| 傷害内容 | 症状・程度など | 1 | | | | | | | | |

いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし実施要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)に対し、本市の観光・文化などの多彩な魅力を紹介するとともに、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 観光

ア 大会参加者等に、本市の観光地や物産品、郷土芸能、自然、歴史及び文化等を紹介するため、観光パンフレットを案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

イ 大会参加者等に、本市の多彩な魅力に触れる機会を創出する。

(2) おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員や ボランティア等に必要な研修を行う。

イ 競技会場において、本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者 等との交流を促進する。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市歓迎装飾実施要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご 一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一 般観覧者を温かく迎えるとともに、市民の開催機運醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、 歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 内容

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、関係機関及び団体等の協力のもと、次のと おり歓迎装飾を実施する。

(1)装飾場所

競技会場、練習会場及びその周辺道路、主要駅、商店街、まちなか、交通拠点、その他必要と認められる場所に設置し、法令に基づく許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより所要の手続きをとる。

(2) 装飾内容

歓迎看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、歓迎プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心がける。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市案内所設置要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご 一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一 般観覧者に対し、観光、宿泊、交通、物産、競技等の案内を行うための案内所の設置及び 運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場受付案内所とする。

3 設置場所

- (1)総合案内所は、関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。
- (2) 会場受付案内所は、競技会場内に設置する。

4 設置期間

(1)総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、期間を定める。

(2) 会場内案内所

競技会の開催期間とする。

5 開設時間

(1)総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

(2) 会場受付案内所

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

- (1)総合案内所
 - ア 総合案内所の管理運営に関すること。
 - イ 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - ウ 交通アクセスの案内に関すること。
 - エ 観光案内に関すること。
 - オ配布物の管理に関すること。
 - カーその他案内業務に関すること。
- (2) 会場受付案内所

- ア 会場受付案内所の管理運営に関すること。
- イ 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- ウ競技案内に関すること。
- エ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。
- オ障害のある方等への介助誘導に関すること。
- カ配布物の管理に関すること。
- キ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。
- クーその他案内業務に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市休憩所等設置要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご 一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一 般観覧者に対し、憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置及び運営について、 必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場に設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間とする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下 野市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) 休憩所の運営管理に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 提供品等の検収及び管理に関すること。
- (4) ふるまいに関すること。
- (5) その他休憩所等の管理運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご 一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の設置 及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

原則として競技会場とする。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開催期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20 m² (2間×3間のテント)とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

出店に必要な設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただ し、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

- (1) テント1張 (2間×3間) 横幕を含む
- (2) 長机4台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外で必要な備品等は、出店者で準備すること。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会 又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等(以下「営業許可施設」という。) において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令 等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 授產施設生產物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店 料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除する ことができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請 書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認 した者に対し、出店料免除決定通知書(様式第8号)を発行する。
 - ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
 - イ 行政機関等
 - ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
 - エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。
- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、この限りでない。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1) の条件のいずれかに該当し、かつ(2) の条件をいずれも満た す者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - イ 過去の国体において出展実績のある者

- ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
- 工 授産施設
- オ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- カ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を 受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分 を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴 がないこと。
 - オ 申請書提出時点において、市税等の滞納がないこと。
 - カ 出店者の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
 - キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

- (1)食品関係売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射 日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品 に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
 - ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
 - エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
 - オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。
- (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書(様式第1号)」、「売店出店概要書(様式第2号)」、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)」、「誓約書兼承諾書(様式第4号)」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなけれ

ばならない。

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、本要項に基づいて審査し、 適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいず れかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがた い時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保険所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店の円滑な運営

- (1) 実行委員会は、現地を巡回して売店の管理運営及び出店者への助言や指示を与えるものとする。
- (2) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導 を、随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配 慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各 自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ごみ箱の設置等、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を、見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会 が指示する時間内に完了すること。
- (9) 服飾は、清潔を心がけ、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 従業員の変更、追加、削除等があった場合、直ちに実行委員会に報告すること。 なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、 盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものと する。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部又は関係機関に連絡し、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、 実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った ときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求 することができる。

23 損害賠償

出店者(従業員を含む。)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、 その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により、 出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員 会に請求することはできない。

25 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

令和 年 月 日

(あて先)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

| 申請者住所 | |
|-----------------------|----------|
| | |
| 商号又は名称 | |
| It. It. be en with to | |
| 代表者役職名 | |
| 及び氏名 | 印 |
| | <u>.</u> |
| 電話番号 | |

売店出店申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内に売店を 出店したいので、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第11項の規定に基づき 申請します。

記

- 1 出店希望会場
 (競技名:

 2 出店期間
 今和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

 ※原則として、該当する競技開始日から終了日まですべての出店できること。

 3 出店希望形態
 テント(2間×3間)1張・その他()

 4 添付書類
 (1)様式第2号~様式第4号

 (2)営業に関する許可申請済書等の写し
 - (3) 市税の納税(完納)証明書(写し可)※市内に店舗を有する場合
 - (4)消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書(写し可) (納税証明書その3の2(個人用)又はその3の3(法人用))
 - (5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類 (免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※出店申請書は、出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会へ提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

| 所 在 地 | Ī | | | | | |
|---|------------------------------|---------|----------------------|--------------|-------|--|
| 商号又は名称 | | | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | | |
| 連絡先 | 〔電話〕 | | [FAX] | | | |
| 出店担当者 | 〔氏名〕 | | 〔携帯等〕 | | | |
| 業種 | | | | | | |
| 主要取扱品目 (該当品目を○で囲ん でください) 火気又は燃料等 | 国体関連グッズ · 宅配便 · その他 | (| | 品 · 飲食物) | | |
| 危険物の使用 | 有 種類 | (|) | • 無 | | |
| 国体等出店実績 | ※実績がある場合は、出店した市町村名を記入してください。 | | | | | |
| 営業開始年月日 | 年 | 月 日 | | 従業員数 | 人 | |
| 営業に関して取得した | 種類 | | 番号 | 取得年 | F月 日 | |
| 許可等の種類 | | | | 年 月 | 日 | |
| 過去1年間法令違反等 処分歴の有無 | 有 · 無 | | 過去3年間食中毒発 生事故歴の有無 | | 無 | |
| 販売品目価格等一覧表(| 書ききれない場合に | は別紙でも可) | | | | |
| No. 商品名 | 予定数 | 女量 月 | <u> </u> | 備考(承認 | 忍番号等) | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 持込備品一覧(市実行委 | 員会設営備品以外) | | | | | |
| No. 備品等名称 | 企画・数 | 女量等 | 寺込目的 | 備 | 考 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | ı | | |

様式第3号

出店従業員名簿及び搬入車両予定表

会場毎に記入してください。

| 商号又は名称 | |
|--------|--|
| 出店希望会場 | |

1 従業員名簿

| 責任者等 | 職名 | 氏 名 | 備考 |
|-------|----|------|----|
| 出店責任者 | | ふりがな | |
| | | | |

[※] 出店責任者は、備考欄に当日連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 車両予定表

| 車両の種類 | 車両ナンバー | 駐車場使用 | 備考 |
|-------|--------|-------|----|
| | | 有・無 | |
| | | 有・無 | |
| | | 有 · 無 | |

※車両の種類には、「2 t トラック」、「軽トラック」等を記入してください。※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。※ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表(火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。)

| 備品名 | 規格等 | 持込目的 |
|-----|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 各表の行が不足する場合は、行を増やすか用紙をコピーして提出してください。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

| 申請者住所 | |
|--------|---|
| 商号又は名称 | |
| 代表者役職名 | |
| 及び氏名 | 印 |
| 電話番号 | |

誓約書兼承諾書

いちご一会とちぎ国体の売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が本承諾書をもって 関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請に当たり、「いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、 飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 その他資格要件にすべて該当していることに間違いありません。
- 6 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、いちご一会とちぎ国体下野 市実行委員会に異議申し立てをしません。

| (油 | 絡扣 | 业; | 长) |
|---------------|----|----|----|
| 1 1 1 1 1 1 1 | | | |

| 担当者所属: |
|---------|
| 担当者氏名: |
| 電話番号: |
| FAX: |
| E-mail: |

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

売店許可決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、<u>月</u>日()までに出店料の支払いをお願いします。

また、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、<u>月日()まで</u>に保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いいたします。

記

| 1 | 出店会場 | | | | | | (競技名 | : | | |) |
|---|--------|-----------|----|---|------|---|------|---|---|---|-----|
| 2 | 出店許可期間 | <u>令和</u> | 年 | 月 | 日() | ~ | 令和 | 年 | 月 | 且 | () |
| 3 | 出店形態 | <u>テ</u> | ント | • | その他(| | | |) | | |
| 4 | 出店料 | | | 円 | | | | | | | |
| 5 | 指定振込口座 | | | | | | | | | | |

【問い合わせ】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

担当:

電話番号:

FAX:

様式第6号

 国下実第
 号

 令和
 年
 月
 日

商号又は名称 代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

売店出店許可証

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

| 許 可 番 号 | |
|----------------|---|
| 商号又は名称 | |
| 代表者役職名 及び氏名 | |
| 出店許可会場 | (競技名: |
| 出店許可期間 | 令和 年 月 日()~令和 年 月 日() |
| 出店許可品目 | |
| 駐車許可台数 | 台 |
| 遵守事項 | 1 本許可証を売店内に掲示すること。2 売店設置運営に関しては、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

| 申請者住所 | |
|--------|---|
| 商号又は名称 | |
| 代表者役職名 | |
| 及び氏名 | 印 |
| 電話番号 | |

売店出店料免除申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置要項第8項(3)の規定に基づき申請します。

記

| 1 | 出店会場数 | (競技名: |
|---|-------|-------|
| | | |

2 免除理由(該当項目の左欄に○を記入)

| 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの | |
|----------------------------|---|
| 行政機関等 | |
| 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者 | |
| その他(|) |

(連絡担当者)

| 担当者所属: |
|---------|
| 担当者氏名: |
| 電話番号: |
| FAX: |
| F-mail: |

 国下実第
 号

 令和
 年
 月
 日

商号又は名称 代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

出店料免除決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出 店料について、下記のとおり免除します。

記

| 1 | 免除対象出店会場数 | (競技名: | |
|---|-----------|-------|--|
| | | | |

2 免除理由(該当項目の左欄に○を記入)

| 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの | |
|----------------------------|---|
| 行政機関等 | |
| 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者 | |
| その他(|) |

いちご一会とちぎ国体下野市情報通信基本計画

1 目的

この計画は、いちご一会とちぎ国体(以下「国体」という。)を円滑に運営するため、情報通信設備の整備について、基本となる事項を定める。

2 整備の方針

情報通信設備は、可能な限り既存の設備を活用することとし、整備に当たっては、関係機関、団体等と十分な調整を行い、本市の通信環境に合致し、効率性、経済性が高く、使い勝手の良い情報通信設備を整備する。

また、国体終了後に行う現状復旧において施設等の補修が必要となる場合には、当該補修作業が最小限かつ短期間となるよう配慮する。

3 整備の範囲

情報通信設備の整備の範囲は次のとおりとする。

(1) 競技会の運営に必要な情報通信設備

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、競技会を円滑に運営するため、競技会場に置かれる実施本部と外部関係者等との間の通信 及び実施本部員の間の通信に必要となる情報通信設備を整備する。

(2) 記録業務の実施に必要な情報通信設備

実行委員会は、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務を円滑に実施するため、各競技会場記録本部において必要な情報通信設備を整備する。

(3) 参加者等への情報提供に必要な情報通信設備

実行委員会は、各競技会の参加者並びに一般観覧者に競技日程、結果等の情報を提供するため、総合案内所等に必要な情報通信設備を整備する。

4 情報通信設備の種別

情報通信設備の種別は次のとおりとし、別表に掲げる各情報通信設備の特徴等を考慮 し、業務内容に適した情報通信設備を整備する。

なお、通信規模や設置機器の構成を反映した外部回線の種類の選定や、LAN (構内ネットワーク等)の構築に配慮するものとする。

(1) 有線系(固定電話)

利用頻度が著しく高く、又は重要度が高い場合は専用電話とし、それ以外の場合は加入電話(光電話を含む。)とする。

また、必要に応じて、ファクシミリの設置やインターネット環境の整備を行う。

(2) 無線系

移動通信は、携帯電話又は無線とする。

なお、これらの選定に当たっては、当該通信地域の電波状況、通信に求められる重要度、通信の頻度、使い勝手、経済性に留意して選定する。

5 企業協賛の活用

実行委員会は、情報通信設備の整備にあたっては、企業協賛による無償貸与及び運営 指導、電界強度調査等の技術援助により、整備等に要する経費の節減に努める。

別表(情報通信整備計画 4関係)

| 区分 | 情報通信設備 | 特徴 | 主な用途 |
|-----|---------------------------------|--|--|
| | 専用電話(ホットライン) | ・専用回線を整備する。 ・特定の2者間で利用し、受話器 を取ると相手に繋がるため話し 中がない。 | ・実施本部内において、緊急 性・重要度があり利用頻度が 高い部署間で使用。 |
| 有線系 | 加入電話 (光電話を含む。) | ・一般回線を使用する。 ・複数の相手と通話できる。 ・臨時に設置する一般電話で、特 定電話番号を持っている。 | ・回線が集中する部署では、 必要最小限の回線を内線電話 で共有できるビジネスフォン を使用すると効果的。 ・実施本部と外部関係者及び 本部内の各班間で使用。 |
| | ファクシミリ (FAX) | ・紙面による通信ができる。・FAXと一体となった電話端末機もある。 | ・口頭連絡では業務上支障が あり、紙面での連絡・指示等 が必要な部署で使用。 |
| | インターネット | ・パソコンによりデータの送受信ができる。・気象、交通情報等の情報収集ができる。 | ・大会運営資料の送受信、情 報収集が必要な部署で使用。 |
| | 携帯電話 | ・秘匿性が比較的高い。 ・付加機能(メール)によるデータの送受信ができる。 ・通話が集中する時間帯では、通信できなくなる可能性があるため、臨時基地局の設置を検討する必要がある。 | ・移動通信が必要で、一対一 の連絡頻度が高い部署で使 用。 |
| | 特定小電力無線 〈アナログ方式〉 〈デジタル方式〉 | ・通信距離は約 100~200m。(見通し距離) ・手軽に使え免許がいらない。 ・手軽で多数が使用するため、混信が多い。 ・建物等の障害物に弱い。 ・一斉通話ができる。 | ・出力(10mW)が弱く、通 話距離も短いことから、通話 相手が見渡せる距離で使用。 ・陸上競技場の観覧席等にお いて、業務連絡が必要な小グ ループの部署で使用。 |
| 無線系 | 新簡易無線 〈アナログ方式〉 | ・通信距離は約1km。 ・チャンネル数が比較的多く、混 信が少ないため、イベントに適し ている。 ・一斉通話ができる。 | ・出力(1W)は特定小電力 無線より強く、チャンネル数、 通信距離等から競技会場内で 使用。 ・駐車場間の業務連絡等、あ る程度の距離がある部署で使 用。 |
| | 簡易無線 〈アナログ方式〉 〈デジタル方式〉 | ・通信距離は約3km。 ・チャンネル数が多く、混信が少ない。 ・アナログ方式の機器は、屋内外の使用に適している。 ・一斉通話ができる。 | ・新簡易無線より出力(1~5W)が強く、チャンネル数・ 通信距離等から競技会場内外で使用。 |
| | MCA無線 〈デジタル方式〉 | ・中継基地局経由の広域通信。 ・通信距離は中継基地局から半 径 30~50 km。 ・建物の影響を受けやすいが、屋 外アンテナで解消できる。 ・通話時間(概ね1分間)の制限 があり、話し中で通信ができない 場合がある。 | ・本部と駐車場(パーク&ライド等)との業務連絡等、長距離間通信が必要な部署で使用。 |

いちご一会とちぎ国体下野市情報通信業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「いちご一会とちぎ国体下野市情報通信基本計画」に基づき、第77回国 民体育大会「いちご一会とちぎ国体」(以下「国体」という。)における情報通信業務の実 施について万全を期し、国体の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 情報通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する通信

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、競技団体等と協力のもと、競技会場及び練習会場等に必要な情報通信機器を設置し、式 典及び練習会場等の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

市実行委員会は、実施本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

市実行委員会は、選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般 観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円 滑な運営を図る。

(4) 警備・消防防災業務に関する通信

市実行委員会は、関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な 通信体制を確立する。

3 通信機器

上記2の業務を遂行するために使用する通信機器は、次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

4 設置

- (1) パソコンは実施本部、競技会場、その他必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、国体運営上必要と認める者に携帯させる。
- (3)通信機器の設置については、国体運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として国体開催期間中とする。

(4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議の上決定する。

5 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。
- (2) 国体終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ実施本部各部へ返還する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市式典基本計画

1 目的

いちご一会とちぎ国体」(以下「国体」という。)において下野市で開催される式典 (炬火イベント、競技会開始式及び表彰式をいう。以下同じ。)については、県の「第 77回国民体育大会式典基本方針」及び「式典基本構想」を踏まえ、大会にふさわしい 運営を図る。

2 基本事項

(1) 炬火イベント

炬火イベントは、開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親し みを持てるよう、創意工夫を凝らして実施する。

(2) 競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合にあっては競技 運営に支障のないよう簡素化に努める。

(3) 表彰式

表彰式は、選手の健闘を心からたたえる場となるよう、競技団体、市民等と協力して実施する。

(4) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

炬火: オリンピックの聖火に当たるもので、採火した火はリレーされるなどして総合 開会式において一つに集火され、炬火台に点火される。

いちご一会とちぎ国体下野市式典実施要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市開催競技における式典の実施について、「いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画」及び「いちご一会とちぎ国体下野市式典基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の検討を心からたたえるものとする。内容については、競技運営や選手のコンディションを配慮した上で、競技団体及び関係機関等と協力し、簡素な中にも心に残るものになるように創意工夫する。

3 式典運営

- (1)式典の運営は、競技団体及び関係機関等といちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 (以下「市実行委員会」という。)の緊密な連携のもと、これにあたる。
- (2) 式典の協力者は、県内の学校及び関係機関等の協力を得て編成する。

4 式典内容

表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるため、適宜変更できるものとする。

表彰式

- ア開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 競技会終了宣言
- ク閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を利用する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会及び競技団体等が協議の上、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における式典実施についても、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市炬火イベント実施計画

1 目的

市民総参加の意識の高揚といちご一会とちぎ国体」(以下「国体」という。)に向けた 機運醸成を図るため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が実施する炬火イベント について、必要な事項を定める。

2 実施期間

- (1) 採火イベント2022年8月下旬までに行うものとする。
- (2) 集火イベント2022年9月中旬までに行うものとする。

3 採火・集火方法

(1) 採火イベント

市内各地区において、小中学校や各地区既存の行事等と連携し、採火を実施する。

(2) 集火イベント

自主イベントを企画し、各地区の採火イベントで誕生した火を一つに集める集火 イベントを実施するとともに、この集めた火を「下野市の火」とする。

4 国体総合開会式

「下野市の火」は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会が実施する総合開会式において「各市町村の火」とともに炬火入場し、集火、炬火台への点火で使用される。

※令和2年度時点では県実行委員会で総合開会式の内容について調整中。集火方法については以下3パターン。

・事前イベントで集火 ・オープニングイベントで集火 ・総合開会式で集火

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策実施要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策要項に基づき、いちご一会とちぎ 国体(以下「大会」という。) における医療救護対策の実施及び救護所の設置・運営に関 して、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

- (1) 救護所の設置
 - ア 競技会場の適切な場所に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及 び救護所係員等を配置する。なお、練習会場については、必要に応じて適切な場所 に設置し、救護活動するものとする。
 - イ 救護所に備え付ける医薬品、医療器具、AED(自動体外式除細動器)及び必要な物品は、関係機関等の指導を受けて選定する。また、医薬品については、関係機関・団体等の協力を得てアンチドーピングに細心の注意を払って配備する。
 - ウ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から救護所内が見えないようにする。
 - エ 救護所を明示する為の看板等を設置する。
- (2)人員配置

救護所には、必要に応じて医師若しくは看護師、保健師、救急隊員等を置く。

- (3) 救護所の設置期間及び開設時間
 - ア 設置期間は、原則として各競技会場の競技日とする。
 - イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとし、実行委員会 は必要に応じて延長することができる。

4 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、応急処置を行う。処置を行った際には「処理記録兼診療依頼書(様式第 1号)」に所定の事項を記載する。
- (2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ず傷病者の関係者等が同行することとし、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」を交付する。

医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を移送した場合、速やかに実行委員会へ報告する。また、傷病者のその後の症状、経過を把握するように努める。

5 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

6 宿舎における医療救護

- (1) 傷病者が発生した場合は、必要に応じて緊急自動車の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を宿泊施設管理者が行うものとする。また、その後速やかに実行委員会にその旨を報告するよう、宿舎の責任者に対し周知徹底を図る。なお、医療機関で受診をする場合は、必ず傷病者の関係者が同行する。
- (2) 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿舎の責任者又は傷病者の関係者は下記の事項 を実行委員会に報告する。
 - ア宿舎名
 - イ 所属都道府県 氏名
 - ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
 - エ 搬送した医療機関
 - オ 事故または持病の発生時間、発生原因、及び現在の状況
 - カ 競技参加の支障の有無
 - キ 付き添い者の氏名及び連絡先

7 医療費の負担

- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関において、健康保険証を提示して受診した場合は医療費の本人負担 分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を傷病者本人が負担する。

8 事務処理

救護所等の医師若しくは看護師(保健師)、及び救護所係員等は、業務にあたり相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書(様式第1号)
- (2) 救護日報(様式第2号)
- (3) 取扱傷病者一覧表(様式第3号)

8 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項については、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における救護所の設置及び運営についても、必要に応じてこの 要領を準用する。
- (3) 医療救護関係者の心得として、傷病者の状況を記録し、関係者の問合せに支障の内容にするとともに、傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

| 取扱救護所 | | | | | 発行番号 | No. | | | |
|----------------|-------------|-------------------------|----------------|---------|-----------------|----------------|---------------|-----|---------|
| 発症場所 | | 式典中・競技中 | ・観戦中・移動) | 助中 | 発行日時 | 令和 午前 午後 | 年時 | | 日分頃 |
| | シリがな 氏名 | | | 男女 | 参加区分 | 選手・ その他 | 監督・役」 (| 員・鶴 | l客) |
| 傷病 | 生年月日 他 | M・T・S・H・ 年 月 | R 日生 | 歳 | 競技名/会場名 | | / | | |
| 傷病者情報 | / | 都道府県名(| |) | 宿舎の名前 | | | | |
| | 住所 連絡先 | (TEL - (携帯 - | - <u>-</u> |) | 付添者 | (携帯 | _ | _ |) |
| 保隆 | 検証所持の 有無 | | | 有 | • | 無 | | | |
| | 傷病内容 | 胃腸障害 が 打撲 捻挫 その他(| 惑冒 貧血 骨折 脱臼 | 頭痛 筋 | 熱中症 疲 腱断裂 挫創 | | 耳症 裂創) | 歯牙外 | -傷 |
| | 受傷部位 | | | | | | | | |
| 応 | 発症(事故)原因 | | | | | | | | |
| 急 | バイタルサイン | 体温 | $^{\circ}$ | 脈拍 | Í | 血圧 | | 1 | mmHg |
| 処置 | 現病歴 | | | | | 服薬 | 有(| |) |
| の内 | 既往歴 | | | | | 加米 | 無 | | |
| 内 容 処置内容 | | | | | 処置時間 | 間:午前・ | 午後 | 時 | 分 |
| | 使用医薬品 | | | | . = • 1 | . , ,,,,, | | * | |
| | 備考 | | | | | | | | |
| | 搬送 | 有 • 無 | 救護所医師等 | 氏名 | | | | | |

搬送先医療機関 担当医 様

いちご一会とちぎ国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和年月日いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会長広瀬 寿雄

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

F A X 送 信 票

宛
先いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 医療救護担当 宛
FAX番号 0285-32-8611

| 発 | | 担当者 (所属) |
|------|-----|-------------|
| 発信者名 | 住所 | (氏名) |
| | TEL | FAX |

下記診療内容欄に記入後、この用紙をいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会まで当日中に FAXで送付くださいますようお願いいたします。

| | 傷病名 | |
|------|-----------|-------|
| 診療内容 | 治療内容使用医薬品 | |
| | その他 | 診療医師名 |

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。TEL 0285-32-8920 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

【救護所で記載】

| 取扱救護所 | | 診療依頼書発行番号 | No. |
|-------|--|-----------|-----|
|-------|--|-----------|-----|

救護日報

| 年月日 | 年 | 月 | 日 (|)天候 | 記入者名 | | | | |
|------|-----|------|-------|-----|------|-----|-------|-----|---|
| 競技名 | | | | 会場名 | | | | | |
| 救護所開 | 設時間 | | | 時 | 分から | 時から | まで | | |
| | 医医 | 插 | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| | | 31 1 | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| 従事者 | | | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| 氏名及び | 看護 | | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| 時間 | (保健 | \$師) | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| | | | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| | その |)他 | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| | (|) | | | 時 | 分から | 時 | 分まで | |
| 区分 | | | 取扱患者数 | | | 医療機 | 関搬送者数 | ζ | |
| 選手 | | | | 人 | | | | | 人 |
| 監督 | | | | 人 | | | | | 人 |
| 役員 | | | | 人 | | | | | 人 |
| 観客 | | | | 人 | | | | | 人 |
| その他 | | | | 人 | | | | | 人 |
| 合計 | | | | 人 | | | | | 人 |

| No. | | 発症者 | 内容(診察依頼書発行 <u>No.</u> | |
|-----|--------|---------------|--|----|
| | | | 1 傷病内容 | |
| | 氏名 | 男・女歳 | 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 | 眼病 |
| | 電話番号 | | 筋腱断裂 (挫・切・裂) 創 歯牙の外傷 その他 () | |
| | 住所 | | 2 発症(事故)原因 | |
| | | | 3 処置内容 | |
| | 宿舎名 | | | |
| | (電話番号) | () | 4 使用医薬品 | |
| | | 選手・監督・役員・観客 | 5 備考 | |
| | 参加区分 | · C 0 / i E (| 6 搬送の有・無 搬送医療機関 | |
| | | | (|) |

| No. | | 発症者 | 内容(診察依頼書発行 <u>No.</u>) |
|-----|---------------|-------------|---|
| | | | 1 傷病内容 |
| | 氏名 | 男 • 女 歳 | 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼病 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 |
| | 電話番号 | | 筋腱断裂(挫・切・裂) 創 歯牙の外傷 その他() |
| | | | 2 発症(事故)原因 |
| | 住所 | | 3 処置内容 |
| | 宿舎名 (電話番号) | () | 4 使用医薬品 |
| | | 選手・監督・役員・観客 | 5 備考 |
| | 参加区分 | その他() | 6 搬送の有・無 搬送医療機関 |
| | | | (|

| No. | | 発症者 | 内容(診察依頼書発行 <u>No.</u> |) |
|-----|---------------|-------------|--|----|
| | | | 1 傷病内容 | |
| | 氏名 男 ・ 女 歳 | | 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 目 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 | 限病 |
| | 電話番号 | | 筋腱断裂(挫・切・裂)創 歯牙の外傷 その他() | |
| | 住所 | | 2 発症(事故)原因 | |
| | | | 3 処置内容 | |
| | 宿舎名 | | | |
| | (電話番号) | (| 4 使用医薬品 | |
| | | 選手・監督・役員・観客 | 5 備考 | |
| | | その他() | | |
| | 参加区分 | | 6 搬送の有・無 搬送医療機関 | |
| | | | (|) |

様式第3号

取扱傷病者一覧表

| | | | | 五物片 | | | | | 成九1人1 | | | | |
|-----------|---------------------|-----------|----------------|-----|----|----------|-------------|----------|----------|----|----|-----|---|
| 区分 | | 救護所取扱傷病者数 | | | | | 医療機関移送者の数 | | | | | | |
| | | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 | 選手 | 監督 | 役員 | 観客 | その他 | 計 |
| 胃腸障害 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 感 冒 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 貧 血 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 頭痛 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 熱中症 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 疲労 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 眼 症 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 耳 症 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 打 撲 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 捻 挫 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 骨折 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 脱臼 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 筋腱断裂 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| (挫・切・裂) | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 歯牙の 外傷 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <mark>男</mark> 女 | | | | | | | | | | | | |
| 男 | 計 | | | | | | | | | | | | |
| 女 | 計 | | | | | | | | | | | | |
| ı — | 計 | | | | | | | | | | | | |
| | | | - 女女マ か | | | <u> </u> | | <u> </u> | <u> </u> | | | ! | |

[※]この様式は、1日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

| 宛先 | いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 医療救護担当 宛 FAX:028-623-3527 | | | | | | |
|----|--|----------|-----------------|--|--|--|--|
| 会: | 。 場地委員会名 | 競技会場名 | 報告者氏名 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 患 | ふりがな 氏 名 | 男 | 選手、監督、役員、参加区分 | | | | |
| 者 | 都道府県名 | 年 月 日生 女 | 競技種目 | | | | |
| 宿 | 3 舎 名 | | | | | | |
| 発 | 生 時 間 | 月日() | 午前 時 分 午後 | | | | |
| 発 | 生 場 所 | | | | | | |
| | 生 原 因 び 状 況 | | | | | | |
| | 症 状 | | | | | | |
| | 技 参 加 の 障 の 有 無 | | | | | | |
| 入院 | :先医療機関名 | | | | | | |
| 使 | 用医薬品 | | | | | | |
| | 備考 | | | | | | |

いちご一会とちぎ国体下野市感染症(防疫)対策実施要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市感染症(防疫)対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)における感染症(防疫)対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いちご一会と ちぎ国体・とちぎ大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)、関係機関・団体等と連 携し、衛生意識の普及啓発を行い、健康管理の励行、感染症の予防、まん延防止等を図る。

3 実施内容

(1) 感染症予防意識の普及啓発

実行委員会は、保健所、県実行委員会及び関係機関・団体等と連携し、感染症の発生 を防止するため、選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者等(以下「大会参加者等」という。)に対し、衛生意識の普及啓発を行い、感染症に対する意識の向上に努める。

- ア 保健所や県実行委員会が作成した啓発媒体を配布・掲示し、予防意識の向上を図る。
- イ 下野市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供および注意喚起に努める。
- ウ 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動を実施する。
- エ 各種講習会及びイベント等を活用した啓発活動を実施する。

(2) 健康診断等の実施

実行委員会は、保健所が実施する消化器系感染症の発生予防を重点とした健康診断実施の励行等に対し、協力する。

- 対象者
 - ア 大会参加者が宿泊する施設(転用施設等を含む。)の食品関係従事者
 - イ 大会参加者に昼食(弁当を含む。)を提供する施設の従事者
 - ウ 大会会場内の飲食営業施設の従事者
 - エ その他、特に必要と認めた者

(3) 防疫体制の整備

ア 実行委員会は大会期間中における大会参加者等に感染症患者が発生した場合や、感染症のまん延を防止するため、緊急連絡体制を整備する。

- イ 大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合は、医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、患者が適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。
- (4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技会場及び練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指等消毒液等の配備、及びマスクや体温感知器等の配備を行う。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、感染症(防疫)対策の実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における感染症(防疫)対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体 (以下「大会」という。)における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いちご一会とち ぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等と連携し、食品衛生 対策を実施する。

3 実施項目

- (1) 食品衛生意識の普及啓発
 - ア 広報・啓発活動

実行委員会は、保健所の協力のもと、市の広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

実行委員会は、保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に 協力する。

(2) 監視・指導

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに一般 観覧者に食品を提供する次にあげる施設(以下「食品関係施設」という。)に対し、保健所が実 施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

- ア 宿泊施設
- イ 弁当調製施設
- ウ 弁当引換所
- エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店(臨時的施設を含む。)
- オ 土産食品等の食品製造・販売施設
- (3) 食中毒等発生時の対応
 - ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入 手した時は、速やかに保健所に通報する。
 - イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被 害の拡大防止及び原因究明に努める。
 - ウ 実行委員会は、予め大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備し、関係者にこれを周知する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は別に定める。
- (2) 実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における食品衛生対策の実施につ

いても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等と連携するとともに、地域住民、団体の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

- (1) 競技会場等の環境美化
 - ア 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。 また、ごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。
 - イ 競技会場及び練習会場(以下「競技会場等」という。)内やおもてなしコーナー にごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。
 - ウ 競技会場等のトイレ (仮設を含む。) は、清掃、点検、し尿の汲取り等を行い、常 に清潔を保持するよう衛生的に管理する。
 - エ 競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、喫煙所以外は禁煙とし、 掲示物等による場所の明示及び周知の徹底を図る。
 - オ 広報紙、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等 の意識向上に努める。
 - カ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。
- (2) 河川・道路等の生活環境の美化
 - ア 実行委員会は、競技会場等における道路、河川、公園等の清掃について、関係機 関、団体等の協力を得て実施する。
 - イ 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄及び放置禁止を 呼びかけるなど啓発を行う。
 - ウ 公衆トイレは、衛生的な維持管理を図る。

(3) 宿舎の環境美化

- ア 保健所等と連携し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を 図る。
- イ 宿泊衛生に関する手引き等を関係者に配布し、宿泊衛生意識の向上及び環境衛生 の保持に努めるよう指導する。

(4)飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎へ飲料水を供給

する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における環境衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項

1 目的

この要項は、下野市で開催する「いちご一会とちぎ国体」(以下「大会」という。)」に 参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。) に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、大会に係る弁当の調達について、あらかじめ必要数を把握し、適切な 弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当を提供する大会参加者

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込、発注及び清算

斡旋または支給を行う弁当の申込、発注及び代金の清算については、実行委員会が定め る方法により行うものとする。

6 弁当調製施設

- (1) 弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に 基づき、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書(様式第1号)を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定するものとする。

7 指定取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに 該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を 準用する。

付 則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。

様式第1号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

いちご一会とちぎ国体における弁当調製施設における弁当調製施設について、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項第6項に基づき、下記のとおり指定します。

記

| 施 | 設 | | 名 | |
|---|---|---|---|--|
| 所 | 在 | | 地 | |
| 代 | 表 | 者 | 名 | |
| 大 | 会 | | 名 | 第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」 |
| 適 | 用 | 期 | 間 | いちご一会とちぎ国体開催期間 (競技別リハーサル大会及び大会準備期間を含む。) |

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準

1 目的

下野市で開催するいちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 下野市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 施設の衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生法に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- (3) 調理従事者に対し、大会開催前の1箇月以内に検便を実施すること。(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌(0-157、0-26)、ノロウイルス(必要に応じて))
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) HACCP (※注1) に基づく衛生管理、または、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日厚生省改正)に基づく対応を実践できること。
- (6) 食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中に加入することが可能なこと。

4 施設の調製能力

- (1) 1日100食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 原則として、前日の午後6時までの受注で、当日の零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- (3) 郷土の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- (4) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (5) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (6) 単価に応じた調製が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが可能であること。

- (8) 弁当容器に、食品表示法に合致した項目その他実行委員会が指定する表示ができること。
- (9) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定した時間及び場所に冷蔵車等(室温10℃以下で管理できること)を利用して衛生的に配達ができ、弁当引換終了まで保管が可能であること。ただし、実行委員会にて冷蔵車等の手配及び配達を行った場合はその限りではない。
- (2) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 原則として、弁当容器は使い捨ての物とすること。また弁当付属品として、お茶、割り 箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等での提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル(試食弁当)及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 保健所等による食品衛生指導に従うこと。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3)納税義務が履行されていること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例(平成24年下野市条例第3号)第2条の規定に該当しないものであること。

(※注1)

・HACCP…食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析 し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。

> 食品衛生法改正 (2020 年 6 月制度施行-2021 年 6 月完全制度化) により、食品を 取り扱う業者が導入することが義務化された。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当料金等について

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、「いちご一会とちぎ 国体(以下「国体」という。)」及び「競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)」 において調達する弁当の料金等について、次のとおり定める。

1. 弁当料金について

斡旋弁当・支給弁当の料金(付属品を含む)については、下表のとおりとする。

| | 単価(税別) |
|---------|--------|
| 国体 | 900円以内 |
| リハーサル大会 | 700円以内 |

弁当の付属品・・・原則としてお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋

2. 弁当容器について

(1) 国体

容器(外箱又は掛け紙、中仕切り)を実行委員会で作成・負担し、弁当調製施設へ提供する。

(2) リハーサル大会

原則として、各弁当調製施設が用意(負担)する。

参考

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調達要項 抜粋

- 6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金
- (1) あっせん弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当のことをいう。)を提供する対象者は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) あっせん弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円(税抜)以内とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体(以下「国体」という。)」及び「競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うことを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

3 弁当の種類

弁当の種類は、次の2種類とする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。

4 弁当の単価

弁当の単価は、次のとおりとする。

- (1) 国体 900円以内(税抜・付属品含む)
- (2) リハーサル大会 700円以内(税抜・付属品含む)

5 応募要件

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

6 応募方法

(1) 応募方法

次の書類を下記の「8 提出・問い合わせ先」へ郵送または持参により提出すること。 ア いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書(様式第1号)

イ いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票(様式第2号)

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

ウ 営業許可証の写し

- エ 食品衛生監視票の写し(応募日から起算して1年以内のもの)
- オ 食品賠償保険証の写し

(2) 募集期限

令和3年3月19日(金)必着

なお、持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時まで。

(3) その他

ア 応募に必要な各様式は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイトから ダウンロードできる。また、下記の「8 提出・問い合わせ先」でも交付する。(閉 庁日を除く)

- イ 応募書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製業務(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との情報共有、 及び食品衛生指導、選考基準の内容について調査・照会を行う為に関係官庁等に提出 する場合を含む)に限り使用する。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示をしない。
- エ 弁当調製施設として指定された場合でも、発注を確約するものではない。
- オ 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

7 弁当調製事業者の選定の方法

(1) 書類審査

実行委員会において、弁当調達要項・調製施設選考基準に定める要件を確認、審査の上、 選定し、その結果を各応募者に対して通知する。

(2) 弁当調達施設指定

実行委員会は、選定した弁当調達事業者に、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設 指定書」を発行する。

(3) 指定の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、指定が取り消される場合があるので注意すること。

- ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不適当と認めたとき。

8 提出・問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局 〒329-0492 栃木県下野市笹原26 下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

 $TEL: 0\ 2\ 8\ 5-3\ 2-8\ 9\ 2\ 0 \qquad FAX: 0\ 2\ 8\ 5-3\ 2-8\ 6\ 1\ 1$

MAIL: sports@city.shimotsuke.lg.jp

受付時間:平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

HP:https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/

いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会輸送計画

1 目的

いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会(以下、「リハーサル大会」という。) の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通業務実 施要項に基づき、輸送計画を作成する。

2 輸送計画の基本的な考え方

(1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 大会参加者及び一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の輸送は原則行わず、既存の公共機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の 立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 本大会に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

(2) 実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス・タクシーを利用して、競技会場、練習会場、指 定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場の相互間を輸送する。

3 競技会ごとの輸送計画

計画輸送を行うリハーサル大会ごとに、各輸送対象者の輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4 駐車場

- (1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とする が、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を 考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。
- (2) 駐車場については、大会参加者を優先し、空きがある場合、一般観覧者用駐車場を設ける。
- (3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者に対して事前に駐車 許可証を交付する。
- (4) 大会参加者等が指定外の駐車場へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

各競技日の前に大会関係者に対し、必要に応じて来会意向調査を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

本計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し、決定する。

いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務実施要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市消防防災・警備業務基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)における消防防災・警備業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、消防防災・警備業務の実施に当たり、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災・警備体制に 万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、沿道、宿舎等(以下「競技会場等」という。)並び にその他必要とされる場所とする。

4 基本的事項

消防防災・警備業務の基本的事項は、次のとおりとする。

(1)消防防災業務

消防法等関係法令のほか、下野市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた 事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

(2) 警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

5 大会開催前の業務

(1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2)業務内容

ア 消防防災業務

- ① 競技会場等における消防防災体制(救急・救助を含む。)の確立
- ② 実施区域における予防査察の実施(消防用設備・避難経 路等の点検及び 防火安全対策の指導)
- ③ 消防防災に必要な教育訓練の実施
- ④ 競技会場等における消防訓練の実施
- ⑤ 防火防災意識の啓発
- ⑥ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等における警備体制の確立
- ② 実地踏査の実施
- ③ 施設・構造物の安全対策の推進
- ④ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施

- ⑤ 関係機関・団体との連絡協力体制の確立
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大会開催期間中の業務

(1) 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災・警備業務を総括する消防警備本部を設置 し、必要に応じて競技会場等に現地消防警備本部を設置する。また、関係機関及び 団体等の協力を得て、競技会場等に係員等を配置し、消防防災・警備体制を整え る。

(2)業務内容

ア消防防災業務

- ① 競技会場等における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- ② 競技会場等における救急・救助
- ③ 競技会場等における避難経路の確保及び災害発生時の避難誘導
- ④ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

イ 警備業務

- ① 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 競技会場等における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等における避難経路の確保
- ⑤ 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- ⑥ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑦ その他必要な警備業務

(3) 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関及び団体等と連携して、消防防災・警備業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、下野市に災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、下野市地域防災計画等に基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、関係機関及び宿泊地市町村と調整 し、必要に応じて実施するものとする。

9 行幸啓の消防防災・警備業務

行幸啓に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ別に定めるものとする。

10 大会旗・炬火イベント等の消防防災・警備業務

大会旗・炬火イベント等に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に 定めるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については実情に応じてこの要項を準用するものとする。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

いちご一会とちぎ国体下野市大会消防警備計画

1 趣 旨

いちご一会とちぎ国体(以下「大会」という。)における消防防災・警備業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 基本事項

消防防災・警備業務の実施に当たっては、次の事項を基本とする。

(1)消防防災業務

- ア 消防法等関係法令、下野市地域防災計画及び競技会場等国体関連施設(以下「大会関連施設」という。)の消防計画を基本として、その他必要な事項については本計画の定めるところによるものとする。
- イ 本計画は、大会関連施設の防火管理者が行わなければならない防火・防災管理上 必要な業務を補完するものとする。
- ウ 屋外仮設物等の消防計画については、大会関連施設の消防計画に準じるものとする。

(2) 警備業務

- ア 道路交通法、警備業法、消防法等の関係法令を遵守する。
- イ 警備対象施設における警備業務は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)による自主警備を原則とする。また、自主警備に当たっては、警察・消防・各施設管理者等関係機関(以下「関係機関」という。)の協力を得て実施する。
- ウ 実行委員会は、具体的な警備員の配置箇所、任務等を定めた警備業務計画書を作成し、その計画書に基づいた警備業務を民間の警備業者に委託する。
- エ 自主警備業務を円滑に実施するため、実行委員会は関係機関と緊密な連絡調整を 行う。

3 実施期間

- (1)消防防災業務の実施期間は、大会開催期間中(準備期間を含む。)とする。
- (2) 警備業務の実施期間は、原則として競技日開始前日から競技終了日までとする。

4 実施範囲

- (1)消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場(臨時駐車場を含む。) とする。
- (2) 警備業務の実施範囲は、原則として競技会場、駐車場(臨時駐車場を含む。)及び各 周辺道路とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。

5 業務内容

(1)消防防災業務

ア 防火・防災管理業務

- ① 大会関連施設の防火管理者との事前協議・調整
- ② 平常時における安全管理業務を行う競技会係員等からなる予防管理組織の編成
- ③ 火気の使用及び取扱いに関する指導
- ④ 災害発生時の被害を最小限にとどめるための競技会係員等からなる自衛消防組 織の編成
- ⑤ その他、消防防災上必要な業務

イ 予防管理組織業務

- ① 収容可能人員と収容人員の把握
- ② 想定される風水害等の把握(風水害等予防対策)
- ③ 指定場所での火気使用状況(喫煙所を含む。)の安全点検及び整理整頓
- ④ 大会関連施設の消防用設備等と仮設置されている消防用設備等の把握及び点検
- ⑤ 指定場所以外で防火管理者の許可なく火気の使用があった場合の指導
- ⑥ 大会関連施設及び施設に付随する装飾などの各種構造物等の固定状況の確認と 必要な措置(震災予防対策)
- ⑦ 火気使用設備(器具)及び室内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒、移動、 落下防止状況の確認と必要な措置(震災予防対策)
- ⑧ 避難経路の把握と避難経路の周知徹底
- ⑨ 避難上障害となる工作物や物品の排除と避難経路の確保
- ① ごみ、可燃物等の整理整頓

ウ 自衛消防組織業務

- ① 災害等に関する各種情報収集
- ② 災害発生時の消防機関及び関係者への通報・連絡
- ③ 初期消火活動
- ④ 災害発生時の避難口の開放
- ⑤ 大会参加者及び一般観覧者の避難誘導
- ⑥ 負傷者の把握、救出及び救護に関する対応

工 風水害等発生時対策

- ① 競技会場のある当該地域に対する避難情報等発令時における大会参加者及び一般観覧者の避難誘導
- ② 競技会場が避難場所に指定された場合の下野市災害対策本部との連携

才 震災発生時対策

- ① 明らかに被害が甚大であると認められる場合の競技の即時中止
- ② 競技会場各係長による建物、火気使用設備(器具)の点検及び会場総務班長への 報告
- ③ 会場総務班長による競技会場部長及び大会関連施設防火管理者への迅速な報告
- ④ 競技会場部長と競技団体決定権者の協議による競技続行の判断

(2) 警備業務

ア 交通誘導警備業務

① 駐車場及び周辺道路における歩行者等の安全確保及び進路案内

- ② 駐車場入口における選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。) 車両の識別(駐車許可証の確認)及び誘導・案内
- ③ バス・タクシー乗降所における安全確保
- ④ 周辺道路における交通渋滞、交通事故及び違法(迷惑)駐停車の防止
- ⑤ 駐車場内における接触事故等の防止、車両の駐車整理及び各種案内広報

イ 会場警備業務

- ① IDカードによる大会参加者の入退場管理
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する監視及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- ③ 円滑な競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- ④ 自主警備上必要な情報収集、事案発生時における関係機関への通報・連絡
- ⑤ 迷子、遺失・拾得物の対応
- ⑥ 非常時・災害発生時における避難通路の確保及び誘導

ウ 夜間警備業務

- ① 大会関連施設、仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊の防止
- ② 大会関連施設における不審者・不審物に対する警戒及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

6 緊急連絡体制

大会期間中の連絡手段については、無線機等を使用し、関係機関との円滑な連携を図るため、緊急連絡体制を確立する。

7 その他

この計画に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については実情に応じてこの計画を準用するものとする。

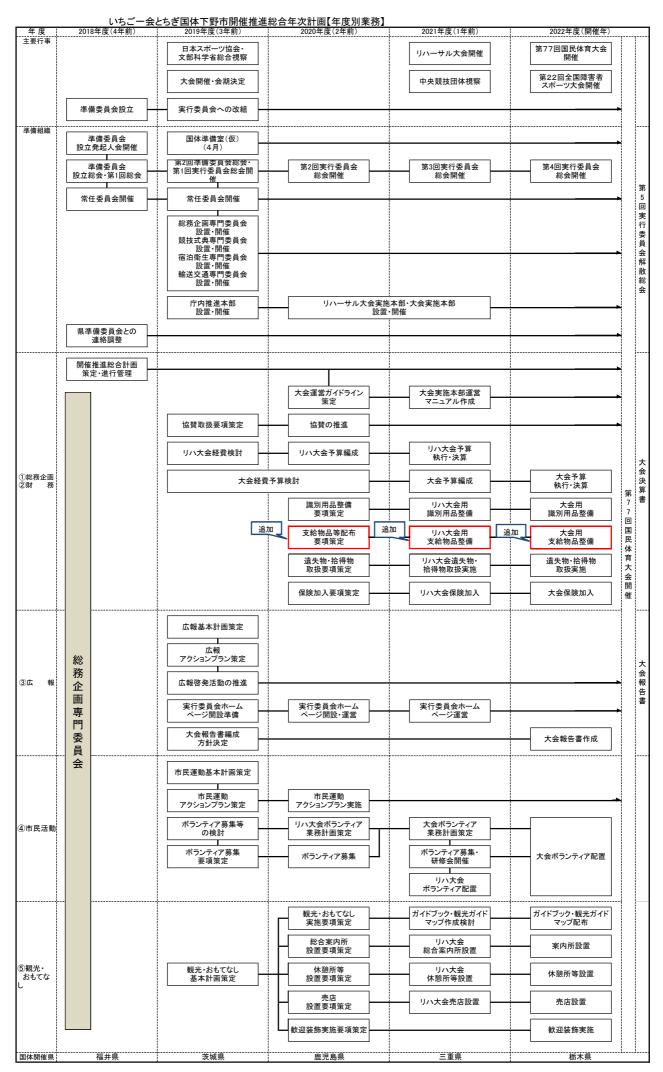
いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画年次計画の改定

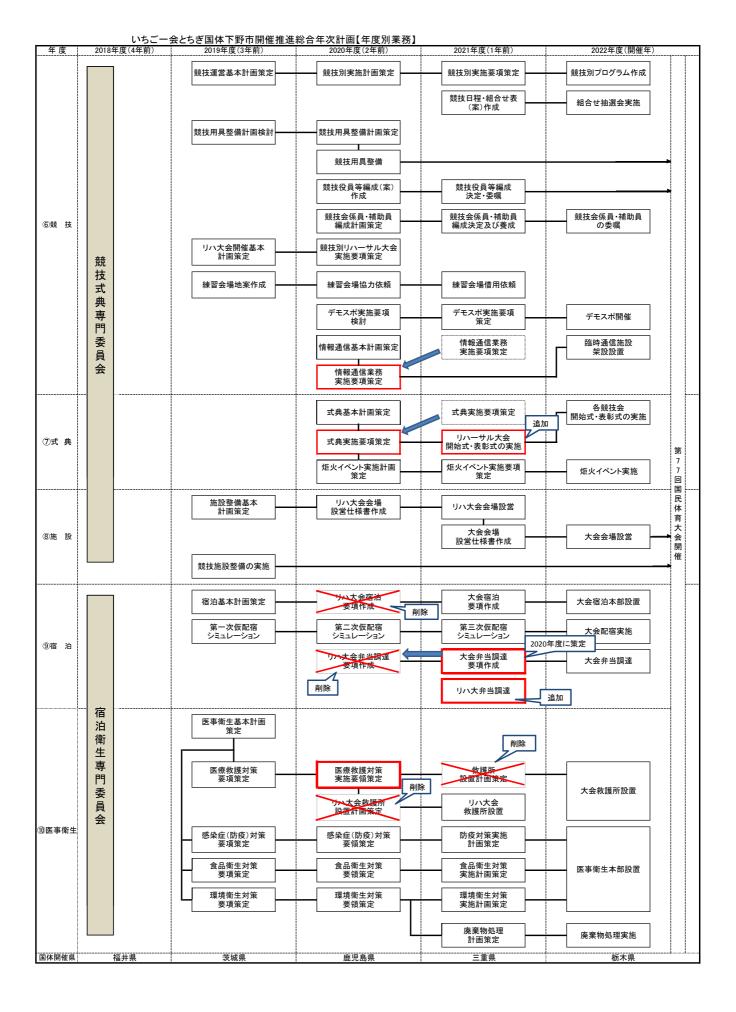
いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画(平成31 (2019)年2月4日) を別紙のとおり改定する。

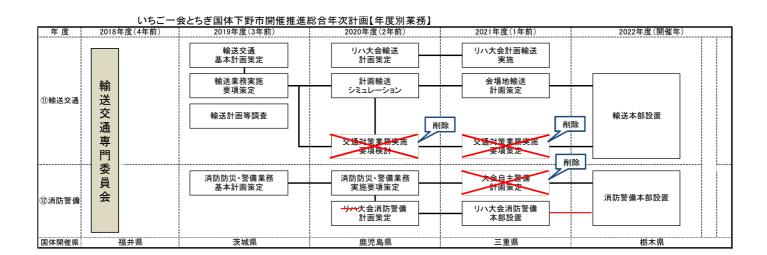
(改定内容)

本市国体開催準備の進捗状況等を勘案し、実際に即した年次計画とするため、次の事項について改定を行うものとする。

- ○リハーサル大会、本大会における諸物品及び案内資料等の配布について、2020 年度において「支給物品等配布要項」を策定し、要項に基づいた支給物品の配布に取り組むこととする。
- ○情報通信業務実施要項について、リハーサル大会においても要項に基づいた取組が 必要なため、2021年度策定を前倒しし、2020年度に策定するものとする。
- ○式典実施要項について、リハーサル大会においても要項に基づいた取組が必要なため、2021年度策定を前倒しし、2020年度に策定するとともに、2021年度リハーサル大会における開会式・表彰式に適用する。
- ○弁当調達要項については、リハーサル大会・本大会ともに適用するものとし、大会 弁当調達要項を2020年度に策定するとともに、要項に基づいた弁当調達業務に取 り組む。
- ○リハ大会宿泊要項の策定について、リハーサル大会の宿泊については、競技団体が 主体となることから削除する。
- ○2020年度策定予定のリハ大会救護所設置計画、2021年度策定予定の(本大会)救護所設置計画については、2020年度策定の医療救護対策実施要領の中に網羅する内容のため、それぞれ削除する。
- ○交通対策業務実施要項については、2019年度策定の輸送業務実施要項の中で網 羅している内容のため、削除する。
- ○大会消防警備計画については、リハーサル大会・本大会ともに適用するものとし、 2020年度策定するとともに、2021年度策定予定の大会自主警備計画について は、その内容をすでに網羅していることから削除する。







実行委員会第3回総会 報告第7号

会長が専決処分した事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第14条第1項の規定に基づき下記のとおり会長が専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるもの。

1 令和3年度に実施する事業や事務局の運営に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として、会長が専決処分を行ったもの。

(暫定収支予算編成項目)

- ○総会開催のための経費(食糧費、通信運搬費)、及び事務局消耗品、備品等の購入経費。
- ○本大会輸送交通計画策定業務委託、応援のぼり旗製作一式等経費。
- 〇ハンドボール競技リハーサル大会競技会場等設営業務委託(感染症対策含む)、看板製作業務委託、識別用品・競技用消耗品・競技用備品の購入、プログラム等印刷業務経費。
- (8月開催のため、年度当初より早期発注が必要なため)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度暫定収支予算 令和3年3月29日付会長専決

1 収入の部

(単位:千円)

| 科目 | 本年度 予算額 | 暫 定 予算額 | 備考 |
|-------|------------|------------|--------|
| 市補助金 | 80, 000 | 43, 072 | 下野市補助金 |
| 繰 越 金 | 1 | _ | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 1 | _ | 預金利子等 |
| 合 計 | 80, 002 | 43, 072 | |

2 支出の部

(単位:千円)

| 科目 | 本年度予算額 | 暫 定 予算額 | 備 考 (※ 主なもの) |
|------------|---------|------------|---|
| 総 務 費 | 757 | 227 | |
| 会 議 費 | 202 | 74 | 食糧費、通信運搬費 ※総会等開催経費 74 千円 |
| 事 務 局 費 | 555 | 153 | 消耗品費、通信運搬費、備品購入費等 ※バックボード購入費 110 千円 |
| 開催推進費 | 15, 475 | 6, 795 | |
| 調査研究費 | 2, 075 | _ | |
| 開催推進事業費 | 13, 400 | 6, 795 | 消耗品費、通信運搬費、保険料、委託料、図書費 ※応援のぼり旗製作一式 429 千円 ※本大会輸送交通計画策定業務委託 5,646 千円 ※カウントダウンボード製作業務委託 660 千円 |
| リハーサル大会運営費 | 63, 767 | 36, 050 | |
| サッカー運営費 | 20, 440 | 50 | 消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料、使用料、備品購入費等 ※識別用品・競技用消耗品購入費 2,307 千円 |
| ハンドボール運営費 | 43, 327 | 36, 000 | ※印刷製本費 737 千円※競技会場設営等業務委託 25,674 千円※看板等製作業務委託 1,917 千円※備品購入費 3,036 千円※感染症対策費 2,058 千円 |
| 予 備 費 | 3 | _ | |
| 合 計 | 80, 002 | 43, 072 | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

議案事項



実行委員会第3回総会 議案第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第3号の規定により、令和2年 度事業報告を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和2年度事業報告(案)

1 会議等の開催

(1) 総会

○第2回総会(書面開催)

期日:令和2年5月19日(火)

場所:一

主な内容:【報告事項】競技会会期の決定、茨城国体視察報告 等

【議案事項】令和元年度事業報告・収支決算、令和2年度事業計画・収支予算の審議・決定

(2) 常任委員会

○第2回常任委員会(書面開催)

期日:令和3年3月16日(火)

場所:一

主な内容:【報告事項】リハーサル大会開催概要、令和2年度収支補正予算 等

【議案事項】総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通専門委員会への付託事

項(各種計画・要項・要領等)の審議・決定

(3) 専門委員会

ア総務企画専門委員会

○第3回総務企画専門委員会 ○第4回総務企画専門委員会 (書面開催)

期日:令和2年9月1日(火)期日:令和3年2月24日(水)

場所:市役所3階303会議室場所:一

主な内容:総務企画専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

イ 競技式典専門委員会

○第3回競技式典専門委員会 ○第4回競技式典専門委員会 (書面開催)

期日:令和2年9月1日(火)期日:令和3年2月24日(水)

場所:市役所3階303会議室場所:一

主な内容:競技式典専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

ウ 宿泊衛生専門委員会

○第3回宿泊衛生専門委員会 ○第4回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)

期日:令和2年9月2日(水)期日:令和3年2月24日(水)

場所:市役所2階203会議室場所:一

主な内容:宿泊衛生専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

工 輸送交通専門委員会

○第3回輸送交通専門委員会 ○第4回輸送交通専門委員会 (書面開催)

期日:令和2年9月2日(水)期日:令和3年2月24日(水)

場所:市役所2階203会議室 場所:一

主な内容:輸送交通専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

才 専門委員会合同競技会場視察

期日:令和2年9月15日(火)・16日(水)

場所:大松山運動公園陸上競技場・石橋体育センター・スポーツ交流館

内容:本市開催競技(サッカー・ハンドボール)に係る競技会場の諸室、各ブース等の

設置箇所設計図をもとに現地確認・意見交換



総務企画専門委員会(野口委員長)



競技式典専門委員会(金島委員長)



宿泊衛生専門委員会(篠崎委員長)



輸送交通専門委員会(荒川委員長)



競技会場視察(大松山運動公園陸上競技場・石橋体育センター)

(4) 庁内推進組織(庁内推進本部・実施本部)

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部会議

期日:令和2年7月20日(月)

主な内容: 庁内情報共有、実施本部設置要綱(案) 審議

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部幹事会

期日:令和2年11月30日(月)

主な内容: 庁内情報共有、実施本部設置要綱、職員動員計画(案)審議

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体実施本部会議

期日:令和2年12月21日(月)

主な内容: 庁内情報共有、リハーサル大会職員動員計画(案)審議・決定

○令和2年度第2回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部会議

期日:令和3年2月22日(月)

主な内容: 庁内情報共有、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会資料協議



庁内推進本部会議



庁内実施本部会議



庁内推進本部幹事会

2 各種計画・要項等の策定

- (1) 情報通信基本計画、式典基本計画、炬火イベント実施計画、競技別リハーサル大会輸送計画、大会消防警備計画の策定
- (2) 識別用品整備要項、支給物品配布要項、遺失物・拾得物取扱要項、保険加入要項、観光・おもてなし実施要項、歓迎装飾実施要項、案内所設置要項、休憩所等設置要項、売店設置運営要項、情報通信業務実施要項、式典実施要項、弁当調達要項、消防防災・警備業務実施要項の策定
- (3) 大会運営ガイドライン、弁当調製施設選考基準、弁当料金の指定、弁当調製施設募集要領、医療救護対策実施要領、感染症(防疫)対策実施要領、食品衛生対策実施要領、環境衛生対策実施要領の策定

3 リハーサル大会・本大会競技会場実施設計書の作成

プロポーザル方式により業者を選定し、競技別リハーサル大会・本大会における競技会場 設計、仮設物・看板等の概算事業費を算出し、翌年度以降設営委託のための基礎資料を作 成した。

契約相手方:株式会社セレスポ

契約期間 : 令和2年6月23日~令和3年3月26日

契約代金 : 1, 100, 000円(税込み)

4 事業の推進

(1) 広報・啓発活動

国体開催機運醸成のため、次のオリジナルグッズの製作に取り組むとともに、市民の方を対象に、「花いっぱい運動」「手作り応援のぼり旗」の参加者募集を行った。

また県実行委員会ダンスキャラバン隊と連携し、国体ダンスの普及に取り組んだ。

○PR用封筒

- ○オリジナルトートバック
- ○オリジナルネックストラップ
- ○オリジナルクリアファイル
- ○PR用バナースタンド
- ○オリジナルミニのぼり旗
- ○オリジナルボールペン
- ○オリジナル缶バッジ
- ○オリジナルスタッフジャンパー
- ○ビーズキーホルダー (はくつる会制作)
- ○オリジナルマスク入れ(はくつる会制作)
- ○ボランティアベスト
- ○オリジナルTシャツ など



オリジナルトートバック



ビーズキーホルダー



ボランティアユニフォーム



オリジナルバナースタンド

ダンスキャラバン隊による国体ダンス普及活動

- ※緊急事態宣言に伴いキャラバン隊の活動が休止となる状況のなか、本市においては2か所で実施。
- ○令和2年12月7日(月)吉田西小学校
- ○令和3年2月25日(木)わかくさ保育園



吉田西小学校



わかくさ保育園

(2) インターネットによる広報

○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイト開設(令和3年1月13日付け)

※Twitter、Instagram、YouTube 開設

○輝け下野エール大使からのエールメッセージ・動画を公開

契約相手方:タオグラフィクス(下野市下古山)

契約期間 :令和2年8月31日~令和3年3月31日

契約代金 : 1, 222, 107円(税込み)



ホームページ OR コード







市長の歓迎メッセージやエール大使のメッセージが動画で見られます

(3) 工作物等による広報

- 〇市内 J R 3 駅横断幕掲出
- ○市内全小中学校·石橋高校·国分寺特別支援学校横断幕掲出
- ○石橋体育センター懸垂幕掲出
- ○大松山運動公園陸上競技場スタンド階段PR広告



JR自治医大駅駐輪場連絡橋



国分寺小学校

5 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会(県国体担当部局) との連絡調整
- (2) 共催市町、サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整
- (3) 関係機関・団体等(警察署、消防署、県南健康福祉センター等)との連絡調整

6 先催都市の準備状況等の調査及び研究

- (1) 三重とこわか国体競技別リハーサル大会中止
- (2) 燃ゆる感動かごしま国体延期

※各大会が延期・中止のため、先催都市の視察は行えなかったが、電話・メール等により、 情報提供・情報共有に取り組んだ。

実行委員会第3回総会 議案第2号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第4号の規定により、令和2年度収支 決算を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和2年度収支決算(案)

1 収入の部

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 | 補正額 | 予算現額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|------|--------------|--------------|-------------|-------------|------|------|
| 市補助金 | 14, 280, 000 | △4, 773, 000 | 9, 507, 000 | 9, 507, 000 | 0 | 市補助金 |
| 繰越金 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1, 063 | 63 | |
| 雑収入 | 1,000 | 0 | 1,000 | 60 | △940 | 利子 |
| 合 計 | 14, 282, 000 | △4, 773, 000 | 9, 509, 000 | 9, 508, 123 | △877 | |

2 支出の部

(単位:円)

| | 科目 | 当初予算額 | 補正額 | 予算現額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|----|---------|--------------|--------------|-------------|-------------|----------|---|
| 総利 | 务費 | 546, 000 | 0 | 546, 000 | 437, 418 | 108, 582 | |
| | 会議費 | 252, 000 | 0 | 252, 000 | 148, 489 | 103, 511 | 食糧費 (お茶代) 役務費 (総会・常任委員 会・専門委員会等郵送料) |
| | 事務局費 | 294, 000 | 0 | 294, 000 | 288, 929 | 5, 071 | 消耗品費 役務費 (振込手数料等) 備品購入費 (カメラ・音響 システム等) |
| 開作 | 崔推進費 | 13, 733, 000 | △4, 773, 000 | 8, 960, 000 | 8, 957, 415 | 2, 585 | |
| | 調査研究費 | 1, 315, 000 | △1, 315, 000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 開催推進事業費 | 12, 418, 000 | △3, 458, 000 | 8, 960, 000 | 8, 957, 415 | 2, 585 | 消耗品費 委託料(競技会場等設計・ ホームページ制作、キャラ クターデザイン等) 広報啓発費(各種横断幕・ 広報啓発品、PR用グッズ 等) |
| 予信 | | 3,000 | 0 | 3,000 | 0 | 3, 000 | |
| | 合 計 | 14, 282, 000 | △4, 773, 000 | 9, 509, 000 | 9, 394, 833 | 114, 167 | |

収入合計 支出合計 差引

9,508,123 円 - 9,394,833 円 = 113,290 円 (市へ返還)

監查報告

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和2年度に おけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の収支決算に関する関係書類及び関係 諸帳簿について監査したところ、その内容は適正であったことを認めます。

令和3年4月26日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

監 事 下野市代表監查委員

大之保

是

監 事 下野市会計管理者

木村一枝

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

実行委員会第3回総会 議案第3号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第3号の規定により、令和3年度事業計画を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度事業計画(案)

- 1 会議等の開催
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - ア総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - 工 輸送交通専門委員会

2 各種計画・要項等の策定

- (1) 大会ボランティア業務計画、防疫対策実施計画、食品衛生対策実施計画、環境 衛生対策実施計画、廃棄物処理計画、会場地輸送計画の策定
- (2)競技別実施要項、デモスポ実施要項、炬火イベント実施要項、大会宿泊要項の 策定

3 本大会輸送交通計画の策定

本大会では、選手・監督、競技役員、競技補助員、及び一般観覧者等多数の来場者が 見込まれる。大会を成功させるためには、大会関係者、来場者の輸送を限られた時間内で 安全・確実かつ円滑に行うことが必要である。

そのため、輸送手段の検討、タクシー、バスの必要台数の検討、輸送手段の確保、輸送ルートの検討、駐車場や交通規制等の検討(関係機関等との協議、及び必要書類の整理)を行い、それらを網羅した輸送交通計画を策定する。

4 競技別リハーサル大会の開催

令和2年度に作成した競技別リハーサル大会競技会場実施設計を基に競技会場設 営撤去業務委託(一般競争入札)を行うともに、いちご一会とちぎ国体下野市リハー サル大会基本計画に基づき次の競技別リハーサル大会を開催する。

○第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

全体会期:8月11日~14日 うち下野市開催日は11日~13日

○第57回全国社会人サッカー選手権大会

全体会期:10月9日~13日うち下野市開催日は 9日、11日

5 事業の推進

(1) 総務企画関係

国体開催関係経費の調査研究 協賛の募集 ボランティアの募集・研修 広報啓発活動・市民運動の推進 実行委員会ホームページの管理・運営

(2) 競技式典関係

炬火イベントの実施 競技別リハーサル大会の実施 本大会運営に係る調整

(3) 宿泊衛生関係

仮配宿シミュレーションの実施 合同配宿に係る調整 斡旋弁当・支給弁当の検討 おもてなし料理の検討

(4) 輸送交通関係

計画輸送シミュレーションの実施 本大会における輸送交通の調査研究

- 6 関係機関及び競技団体との連絡調整
 - (1) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との連携・連絡調整 及び市町村連絡会議等出席
 - (2) サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整
 - (3) 共催市町間の連携・連絡調整
 - (4) 関係機関・関係団体等との連携・連絡調整
- 7 先催都市の準備状況等の調査及び研究
 - (1) 三重とこわか国体の視察キンボールスポーツ(8月1日)ハンドボール競技(9月24日~29日)サッカー競技 (9月25日~30日)
 - (2) 三重とこわか国体事業概要説明会 12月中旬~下旬頃開催予定

実行委員会第3回総会 議案第4号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第4号の規定により、令和3年度収支予算を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位:千円)

| 科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較増減 | 備考 |
|-------|------------|------------|---------|--------|
| 市補助金 | 80,000 | 14, 280 | 65, 720 | 下野市補助金 |
| 繰 越 金 | 1 | 1 | 0 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 1 | 1 | 0 | 預金利子等 |
| 合 計 | 80, 002 | 14, 282 | 65, 720 | |

2 支出の部

(単位:千円)

| 科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較増減 | 備考 |
|------------|------------|------------|---------|---|
| 総 務 費 | 757 | 546 | 211 | |
| 会 議 費 | 202 | 252 | △50 | 食糧費、郵送料等 |
| 事 務 局 費 | 555 | 294 | 261 | 事務用消耗品費、振込手数料、備品購入費等 |
| 開催推進費 | 15, 475 | 13, 733 | 1,742 | |
| 調査研究費 | 2, 075 | 1, 315 | 760 | 三重国体視察調査費、事業概要説明会負担 金等 |
| 開催推進事業費 | 13, 400 | 12, 418 | 982 | 報償費、需用費、役務費、委託料(本大会 輸送交通計画策定業務・ホームページ保守 管理・広報啓発品製作等)、図書費等 |
| リハーサル大会運営費 | 63, 767 | 0 | 63, 767 | |
| サッカー運営費 | 20, 440 | 0 | 20, 440 | 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料 |
| ハンドボール運営費 | 43, 327 | 0 | 43, 327 | (競技会場等設営・看板製作・警備等)、 使用料、備品購入費等 |
| 予 備 費 | 3 | 3 | 0 | 予備費 |
| 合 計 | 80, 002 | 14, 282 | 65, 720 | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総会

参考資料



いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

| 年 度 | 内容 |
|---|------------------------------------|
| 0.010年度 | (公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に |
| 2012年度 (平成24年度) | 関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出 |
| (平成24年度) | 栃木県議会が国体招致を決議 |
| | 栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民 |
| 2013年度 | 体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出 |
| (平成25年度) | (公財) 日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開 |
| | 催を了解(内々定) |
| 2014年度 | 第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立 |
| (平成26年度) | 第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定 |
| 001555 | 第77回国民体育大会開催基本構想の策定 |
| 2015年度 | 会場地市町村第2次選定 |
| (平成27年度) | 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】 |
| | 第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察 |
| , | 栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議 |
| , | デモンストレーションスポーツ (キンボールスポーツ) 開催希望申請書 |
| | を栃木県に提出 |
| 0.01055 | デモンストレーションスポーツ第1次選定 (キンボールスポーツ) 内定 |
| 2016年度 | 通知 |
| (平成28年度) | 第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 |
| | 【愛称】いちご一会とちぎ国体 |
| | 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。 |
| | 第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 |
| | 「とちまるくん」 |
| | 栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育 |
| 2017年度 | 大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出 |
| (平成29年度) | (公財) 日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本 |
| | 大会)の開催地に栃木県が内定 |
| 2018年度 | 第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会 |
| (平成30年度) | 第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会·第1回総会 |
| | (公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大 |
| | 会)の会期が2022年10月1日~11日に決定 |
| | 第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会と |
| | ちぎ国体下野市実行委員会第1回総会 |
| 2019年度 | (公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大 |
| (令和元年度) | 会)の競技会会期が決定 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回専門委員会 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回専門委員会 |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決) |
| | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面) |
| 2020年度 | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第3回専門委員会 |
| (令和2年度) | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第4回専門委員会(書面) |
| , | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会(書面) |
| 2021年度 | |
| (令和3年度) | いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面) |
| | |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを 目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 下野市を代表する者
 - (2) 下野市議会を代表する者
 - (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名

- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は下野市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじ め会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて 補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、 総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に 権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。 (常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の 規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。 (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議 し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任 委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいと まがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これ を専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査 を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。
- 2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成30 (2018) 年11月12日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりい ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみな す。

- 3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から 常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

須藤

好章

50

| | 【会長】 | 1名 | | |
|-----|--------------------|----------------------|---------|--------|
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 職 | 氏 名 |
| 1 | 市関係 | 下野市 | 市長 | 広瀬 寿雄 |
| | 【委員】 | 101名 | | |
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 職 | 氏 名 |
| 2 | | 下野市議会 | 議長 | 小谷野 晴夫 |
| 3 | | 下野市議会 | 副議長 | 大島 昌弘 |
| 4 | 市議会関係 | 下野市議会総務常任委員会 | 委員長 | 石田 陽一 |
| 5 | | 下野市議会経済建設常任委員会 | 委員長 | 岡本 鉄男 |
| 6 | | 下野市議会教育福祉常任委員会 | 委員長 | 松本 賢一 |
| 7 | | 公益社団法人栃木県サッカー協会 | 会 長 | 星野務 |
| 8 | 県競技団体 | 栃木県ハンドボール協会 | 会 長 | 五十嵐 清 |
| 9 | | 栃木県キンボールスポーツ連盟 | 理事長 | 田村 孝士 |
| 10 | 市競技団体関係 | 下野市サッカー協会 | 会 長 | 吉澤 賢一 |
| 11 | | 下野市スポーツ推進審議会 | 会 長 | 野口 俊明 |
| 12 | | 下野市スポーツ推進委員会 | 会 長 | 増渕 進 |
| 13 | | 下野市スポーツ協会 | 会 長 | 野口 俊明 |
| 14 | 7.18 WHE | 下野市スポーツ少年団 | 本部長 | 大山 茂 |
| 15 | スポーツ関係 | NPO法人夢くらぶ国分寺 | 理事長 | 増渕 進 |
| 16 | | NPO法人元気ワイワイ南河内 | 理事長 | 村尾 捷利 |
| 17 | | NPO法人グリムの里スポーツクラブ | 理事長 | 金田 幸子 |
| 18 | | 株式会社栃木サッカークラブ | 代表取締役社長 | 橋本 大輔 |
| 19 | | 下野市小学校長会 | 会 長 | 隅内 宏 |
| 20 | | 下野市中学校長会 | 会 長 | 倉井 典子 |
| 21 | 学校関係 | 栃木県立石橋高等学校 | 校長 | 瀬端 徹 |
| 22 | | 下野市幼稚園連合会 | 会 長 | 小倉 康延 |
| 23 | | 学校法人自治医科大学 | 学 長 | 永井 良三 |
| 24 | | 下野市商工会 | 会 長 | 長 光博 |
| 25 | | 石橋商工会 | 会 長 | 吉田 宗司 |
| 26 | | 宇都宮農業協同組合 | 代表理事組合長 | 横松 久夫 |
| 27 | | 小山農業協同組合 | 代表理事組合長 | 福田 浩一郎 |
| 28 | | 下野市青年クラブ協議会 | 会 長 | 松本 裕介 |
| 29 | 文·米 - 公文明 <i>区</i> | 下野市建設業協同組合 | 理事長 | 前原 正義 |
| 30 | 産業・経済関係 | 下野市造園建設業協同組合 | 理事長 | 大橋 久也 |
| 31 | | 下野市管工事業協同組合 | 理事長 | 吉田 宗司 |
| 32 | | 下野市本場結城紬振興協議会 | 会 長 | 松本 脩 |
| 33 | | 下野市立地企業連絡協議会 | 会 長 | 小山 裕司 |
| 34 | | 株式会社 道の駅しもつけ | 取締役支配人 | 後藤 勲 |
| 35 | | 企業組合すがたがわ | 代表理事 | 池田 栄 |
| 36 | | 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅 | 駅 長 | 江面 貴之 |
| 37 | | 下野・壬生タクシー事業者協議会 | 会 長 | 荒川 弘幸 |
| 38 | | 日本郵便株式会社下野小金井郵便局 | 局長 | 横山 雅彦 |
| 39 | 通信・運輸関係 | 東日本電信電話株式会社栃木支店 | 支店長 | 小林 博文 |
| 40 | Zeid Zeimizen. | 東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社 | 支社長 | 矢島 浩二 |
| 41 | | 一般社団法人栃木県バス協会 | 会 長 | 手塚 基文 |
| 42 | | 東京海上日動火災保険株式会社 小山支社 | 支社長 | 三浦信明 |
| 43 | | 一般社団法人下野市観光協会 | 会長 | 広瀬 寿雄 |
| 44 | | 一般社団法人栃木県旅行業協会 | 会長 | 國谷 一男 |
| 45 | | 石橋飲食旅館料理組合 | 組合長 | 青木 保雄 |
| 46 | | 下野市食生活改善推進員協議会 | 会 長 | 佐藤 とよ子 |
| 47 | 宿泊・観光関係 | 下野市農村生活研究グループ協議会 | 会長 | 伊澤 和江 |
| 48 | | 小山食品衛生協会石橋支部 | 支部長 | 阿部 澄夫 |
| 49 | | 国分寺食品衛生協会 | 会長 | 篠﨑 哲夫 |
| 50 | | 南河内食り海火切 今 | A E | 須藤 |

南河内食品衛生協会

| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役職 | 氏 名 |
|-----|----------------------|---------------------|---------|--------|
| 51 | | 一般社団法人小山地区医師会下野支部 | 支部長 | 佐藤 慎 |
| 52 | | 一般社団法人小山歯科医師会 | 会 長 | 手東 公一 |
| 53 | | 一般社団法人小山薬剤師会 | 会 長 | 伊沢 泰直 |
| 54 | 医唇眼板 | 公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部 | 支部長 | 野本 史子 |
| 55 | 医療関係 | 日本赤十字社栃木県支部下野市地区 | 地区長 | 広瀬 寿雄 |
| 56 | | 自治医科大学付属病院 | 病院長 | 佐田 尚宏 |
| 57 | | 医療法人社団友志会石橋総合病院 | 理事長 | 正岡 太郎 |
| 58 | | 医療法人小金井中央病院 | 理事長 | 田中 昌宏 |
| 59 | | 石橋地区消防組合消防本部 | 消防長 | 須田 実 |
| 60 | | 下野市消防団 | 団 長 | 倉井 茂樹 |
| 61 | 警備・消防関係 | 交通安全協会下野支部 | 支部長 | 奥田 勉 |
| 62 | 音畑・何辺関係 | 下野地区防犯協会連合会 | 会 長 | 広瀬 寿雄 |
| 63 | | 下野市交通指導員連絡協議会 | 会 長 | 上野 友彦 |
| 64 | | 下野市女性防火クラブ | 会 長 | 海老原 新子 |
| 65 | | 下野市自治会長連絡協議会 | 会 長 | 川俣 一由 |
| 66 | | 下野市国内交流協会 | 会 長 | 川俣 一由 |
| 67 | | 下野市国際交流協会 | 会 長 | 伊沢 一郎 |
| 68 | | 社会福祉法人下野市社会福祉協議会 | 会 長 | 小口 曻 |
| 69 | | 下野市子ども会育成会連絡協議会 | 会 長 | 菊池 将尚 |
| 70 | | 下野市PTA連絡協議会 | 会 長 | 伊澤 登志子 |
| 71 | | 下野市老人クラブ連合会 | 会 長 | 山田 博 |
| 72 | 九 人口 从 | 下野市緑化推進委員会 | 会 長 | 川俣 一由 |
| 73 | 社会団体関係 | 下野市文化協会 | 会 長 | 中川 賢一 |
| 74 | | 一般財団法人 グリムの里いしばし | 理事長 | 伊澤 勝彦 |
| 75 | | 下野市民生委員児童委員協議会 | 会 長 | 渡邊 欣宥 |
| 76 | | 下野ライオンズクラブ | 会 長 | 田村 友輝 |
| 77 | | 石橋ライオンズクラブ | 会 長 | 小野澤 康 |
| 78 | | 下野市身体障害者福祉会 | 会 長 | 山本 隆 |
| 79 | | 下野市ボランティア連絡協議会 | 会 長 | 海老原 新子 |
| 80 | | 下野市健康推進員協議会 | 会 長 | 上野 文夫 |
| 81 | | 日本放送協会宇都宮放送局 | 局 長 | 黒崎 めぐみ |
| 82 | | 株式会社産経新聞社宇都宮支局 | 支局長 | 鈴木 正行 |
| 83 | | 株式会社下野新聞社下野支局 | 支局長 | 野村 明敏 |
| 84 | | 株式会社テレビ朝日宇都宮支局 | 支局長 | 小平 和英 |
| 85 | | 東京新聞宇都宮支局 | 支局長 | 萩原 誠 |
| 86 | 報道関係 | ケーブルテレビ株式会社 | 代表取締役 | 髙田 光浩 |
| 87 | | 株式会社とちぎテレビ | 代表取締役社長 | 黒内 和男 |
| 88 | | 株式会社栃木よみうり | 営業部長 | 尾池 護 |
| 89 | | 株式会社朝日新聞社宇都宮総局 | 総局長 | 向井 貴之 |
| 90 | | 株式会社毎日新聞社宇都宮支局 | 支局長 | 棚部 秀行 |
| 91 | | 株式会社読売新聞社小山支局 | 支局長 | 林 栄太郎 |
| 92 | | 下野市 | 副市長 | 山中 庄一 |
| 93 | | 下野市教育委員会 | 教育長 | 石﨑 雅也 |
| 94 | | 下野市総合政策部 | 部長 | 小谷野 雅美 |
| 95 | | 下野市総務部 | 部長 | 手塚 均 |
| 96 | | 下野市市民生活部 | 部長 | 山中 利明 |
| 97 | 市関係 | 下野市健康福祉部 | 部長 | 福田 充男 |
| 98 | | 下野市産業振興部 | 部長 | 栃本 邦憲 |
| 99 | | 下野市建設水道部 | 部長 | 保沢 明 |
| 100 | | 下野市議会事務局 | 局長 | 谷田貝 明夫 |
| 101 | | 下野市教育委員会事務局 | 教育次長 | 近藤 善昭 |
| 102 | | 下野市 | 会計管理者 | 木村 一枝 |
| 103 | | 下野市 | 代表監査委員 | 大久保 武 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

| 【顧問 | 1 | 1 17 |
|-----|---|------|
| | 1 | 1名 |

| No. 選出区分 | | 【順门」 | 1泊 | | | | |
|--|-----|-------|----------------------------|---|---|-----|----|
| Total | No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 | 職 | 氏 | 名 |
| No. 選出区分 所属機関・団体名 役 職 氏名 105 市議会関係 下野市議会 議員 秋山 幸男 106 市議会関係 下野市議会 議員 石田 陽一 107 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 108 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 109 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 110 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤 陽一 111 市議会関係 下野市議会 議員 月本 幸男 112 市議会関係 下野市議会 議員 月本 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 月本 東男 115 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 119 市議会関係 下野市議会 議員 小 心野 120 市議会関係 下野市議会 議員 小 | 104 | 県議会関係 | 栃木県議会 | 議 | 員 | 高山 | 和典 |
| 105 市議会関係 下野市議会 議員 秋山 幸男 106 市議会関係 下野市議会 議員 石田 陽一 107 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 108 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 109 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 110 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤 陽一 111 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤 陽一 112 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 113 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 奥田 勉 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小海 野 晴夫 119 市議会関係 下野市議会 議員 小海 野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 林尼 光子 120 市議会関係 下野市教育委員会 | | 【参与】 | 23名 | | | | - |
| 106 市議会関係 下野市議会 議員 石田 陽一 107 市議会関係 下野市議会 議員 松本 野 108 市議会関係 下野市議会 議員 松本 野 109 市議会関係 下野市議会 議員 大島 昌弘 110 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 111 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤 陽一 112 市議会関係 下野市議会 議員 日本 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 日本 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 日本 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 日本 幸男 115 市議会関係 下野市議会 議員 相澤 康男 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 本村 市議会関係 下野市議会 議員 本村 本村 市議会関係 下野市議会 議員 本村 本村 市議会関係 下野市議会 議員 本村 本村 本村 市議会関係 下野市議会 議員 本村 本村 本村 本村 本村 本村 本村 本 | No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 | 職 | 氏 | 名 |
| 107 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 108 市議会関係 下野市議会 議員 松本 賢一 109 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 110 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 111 市議会関係 下野市議会 議員 五戸 豊弘 112 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 113 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 相澤 康男 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 林尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 林尼 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 水山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 | 105 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 秋山 | 幸男 |
| 108 市議会関係 下野市議会 議員 大島目弘 109 市議会関係 下野市議会 議員 大島目弘 110 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 111 市議会関係 下野市議会 議員 五戸豊弘 113 市議会関係 下野市議会 議員 日本 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 奥田 勉 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局字都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 | 106 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 石田 | 陽一 |
| 109 市議会関係 下野市議会 議員 大島昌弘 110 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 111 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤陽一 112 市議会関係 下野市議会 議員 五戸豊弘 113 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 水公野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 水山 伸一 121 市議会関係 下野市教育委員会 委員 水山 伸一 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 帝 125 市教育委員 </td <td>107</td> <td>市議会関係</td> <td>下野市議会</td> <td>議</td> <td>員</td> <td>岡本</td> <td>鉄男</td> | 107 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 岡本 | 鉄男 |
| 110 市議会関係 下野市議会 議員 坂村 哲也 111 市議会関係 下野市議会 議員 五戸 豊弘 112 市議会関係 下野市議会 議員 五戸 豊弘 113 市議会関係 下野市議会 議員 貝木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 校辺 香代 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 永山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 | 108 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 松本 | 賢一 |
| 111 市議会関係 下野市議会 議員 伊藤 陽一 112 市議会関係 下野市議会 議員 五戸豊弘 113 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 水山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 在嶋田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 109 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 大島 | 昌弘 |
| 112 市議会関係 下野市議会 議員 五戸 豊弘 113 市議会関係 下野市議会 議員 貝木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 奥田 勉 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 水山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 110 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 坂村 | 哲也 |
| 113 市議会関係 下野市議会 議員 月木 幸男 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 奥田 勉 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市教育委員会 委員 水山 伸一 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 無田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 111 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 伊藤 | 陽一 |
| 114 市議会関係 下野市議会 議員 石川 信夫 115 市議会関係 下野市議会 議員 相澤 康男 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 機辺 香代 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 永山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 延間田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 112 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 五戸 | 豊弘 |
| 115 市議会関係 下野市議会 議員 相澤 康男 116 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 店橋 芳市 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 委員 水山 伸一 123 市教育委員 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 抵田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 113 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 貝木 | 幸男 |
| 116 市議会関係 下野市議会 議員 奥田 勉 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 118 市議会関係 下野市議会 議員 店橋 芳市 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 企間田 香 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 庭間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 114 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 石川 | 信夫 |
| 117 市議会関係 下野市議会 議員 中村 節子 高橋 芳市 118 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 熊田 裕子 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 125 市教育委員 丁野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 115 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 相澤 | 康男 |
| 118 市議会関係 下野市議会 議員 髙橋 芳市 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 磯辺 香代 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 近期 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 116 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 奥田 | 勉 |
| 119 市議会関係 下野市議会 議員 小谷野 晴夫 120 市議会関係 下野市議会 議員 磯辺 香代 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 永山 伸一 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 熊田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 117 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 中村 | 節子 |
| 120 市議会関係 下野市議会 議員 機辺 香代 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 熊田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 118 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 髙橋 | 芳市 |
| 121 市議会関係 下野市議会 議員 村尾 光子 122 市教育委員 委員 永山 伸一 123 市教育委員 委員 佐間田 香 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 熊田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 119 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 小谷野 | 晴夫 |
| 122 市教育委員 下野市教育委員会 委員 永山 伸一 123 市教育委員 委員 佐間田 香 124 市教育委員 丁野市教育委員会 委員 熊田 裕子 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 120 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 磯辺 | 香代 |
| 123 市教育委員 下野市教育委員会 委員 佐間田 香 124 市教育委員 変員 熊田 裕子 125 市教育委員 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 121 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議 | 員 | 村尾 | 光子 |
| 124 市教育委員 下野市教育委員会 委員 熊田 裕子 125 市教育委員 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 122 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委 | 員 | 永山 | 伸一 |
| 125 市教育委員 下野市教育委員会 委員 石嶋 和夫 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所長 松村 光雄 | 123 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委 | 員 | 佐間田 | 香 |
| 126 国・県関係 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 所 長 松村 光雄 | 124 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委 | 員 | 熊田 | 裕子 |
| | 125 | 市教育委員 | 下野市教育委員会 | 委 | 員 | 石嶋 | 和夫 |
| 127 国・県関係 下野警察署 署 長 森平 芳彦 | 126 | 国・県関係 | 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所 | 所 | 長 | 松村 | 光雄 |
| | 127 | 国・県関係 | 下野警察署 | 署 | 長 | 森平 | 芳彦 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同·敬称略)

| | 【会長】 | 1名 | · · | 順不同・敬称略) |
|-----|----------------|-------------------|----------|----------|
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 職 | 氏 名 |
| 1 | 市関係 | 下野市 | 市長 | 広瀬 寿雄 |
| | 【副会長】 | 7名 | | i i |
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 職 | 氏 名 |
| 1 | 市議会関係 | 下野市議会 | 議長 | 小谷野 晴夫 |
| 2 | *** | 下野市商工会 | 会 長 | 長光博 |
| 3 | 産業・経済関係 | 石橋商工会 | 会 長 | 吉田 宗司 |
| 4 | スポーツ関係 | 下野市スポーツ協会 | 会 長 | 野口 俊明 |
| 5 | 社会団体関係 | 下野市自治会長連絡協議会 | 会 長 | 川俣 一由 |
| 6 | → BB <i>IS</i> | 下野市 | 副市長 | 山中 庄一 |
| 7 | 市関係 | 下野市教育委員会 | 教育長 | 石﨑 雅也 |
| | 【常任委員】 | 33名 | • | • |
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名 | 役 職 | 氏 名 |
| 1 | | 下野市議会 | 副議長 | 大島 昌弘 |
| 2 | 士莽人朋友 | 下野市議会総務常任委員会 | 委員長 | 石田 陽一 |
| 3 | 市議会関係 | 下野市議会経済建設常任委員会 | 委員長 | 岡本 鉄男 |
| 4 | | 下野市議会教育福祉常任委員会 | 委員長 | 松本 賢一 |
| 5 | | 公益社団法人栃木県サッカー協会 | 会 長 | 星野 務 |
| 6 | 県競技団体 | 栃木県ハンドボール協会 | 会 長 | 五十嵐 清 |
| 7 | | 栃木県キンボールスポーツ連盟 | 理事長 | 田村 孝士 |
| 8 | | 下野市スポーツ推進審議会 | 会 長 | 野口 俊明 |
| 9 | | 下野市スポーツ推進委員会 | 会 長 | 増渕 進 |
| 10 | スポーツ関係 | NPO法人夢くらぶ国分寺 | 理事長 | 増渕 進 |
| 11 | | NPO法人元気ワイワイ南河内 | 理事長 | 村尾 捷利 |
| 12 | | NPO法人グリムの里スポーツクラブ | 理事長 | 金田 幸子 |
| 13 | | 下野市小学校長会 | 会 長 | 隅内 宏 |
| 14 | 学校関係 | 下野市中学校長会 | 会 長 | 倉井 典子 |
| 15 | | 栃木県立石橋高等学校 | 校 長 | 瀬端 徹 |
| 16 | 通信・運輸関係 | 下野・壬生タクシー事業者協議会 | 会 長 | 荒川 弘幸 |
| 17 | 世后 | 一般社団法人栃木県バス協会 | 会 長 | 手塚 基文 |
| 18 | 宿泊・観光関係 | 一般社団法人下野市観光協会 | 会 長 | 広瀬 寿雄 |
| 19 | 旧旧:既儿民所 | 石橋飲食旅館料理組合 | 組合長 | 青木 保雄 |
| 20 | 医療関係 | 一般社団法人小山地区医師会下野支部 | 支部長 | 佐藤 慎 |
| 21 | 警備・消防関係 | 下野市交通指導員連絡協議会 | 会 長 | 上野 友彦 |
| 22 | | 社会福祉法人 下野市社会福祉協議会 | 会 長 | 小口 曻 |
| 23 | 社会団体関係 | 下野市子ども会育成会連絡協議会 | 会 長 | 菊池 将尚 |
| 24 | | 下野市PTA連絡協議会 | 会 長 | 伊澤 登志子 |
| 25 | 報道関係 | 株式会社下野新聞社下野支局 | 支局長 | 野村 明敏 |
| 26 | | 下野市総合政策部 | 部 長 | 小谷野 雅美 |
| 27 | | 下野市総務部 | 部 長 | 手塚 均 |
| 28 | | 下野市市民生活部 | 部 長 | 山中 利明 |
| 29 | 市関係 | 下野市健康福祉部 | 部 長 | 福田 充男 |
| 30 | 11-12-121 | 下野市産業振興部 | 部 長 | 栃本 邦憲 |
| 31 | | 下野市建設水道部 | 部 長 | 保沢 明 |
| 32 | | 下野市議会事務局 | 局長 | 谷田貝 明夫 |
| 33 | | 下野市教育委員会事務局 | 教育次長 | 近藤 善昭 |
| | 【監事】 | 2名 | . | |
| No. | 選出区分 | 所属機関・団体名及び役職 | 役 職 | 氏 名 |
| 1 | 市関係 | 下野市 | 会計管理者 | 木村 一枝 |
| 2 | | 下野市 | 代表監査委員 | 大久保 武 |

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則(平成30 (2018)年11月12日施行)第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委 員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2)副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野 市実行委員会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31 (2019) 年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表 (第2条関係)

| <u>加衣(第 2 未</u> 员 旅) | | |
|----------------------|----------------------|----------|
| 名称 | 付託事項 | 委任事項 |
| 総務企画 | 1 総務企画に関すること。 | 左記付託する事項 |
| 専門委員会 | 2 財務に関すること。 | のうち,事業の実 |
| | 3 広報に関すること。 | 施に関すること。 |
| | 4 市民運動に関すること。 | |
| | 5 観光・おもてなしに関すること。 | |
| | 6 他の専門委員会に属さない事項に関する | |
| | こと。 | |
| 競技式典 | 1 競技会の運営に関すること。 | 左記付託する事項 |
| 専門委員会 | 2 式典に関すること。 | のうち,事業の実 |
| | 3 施設の整備に関すること。 | 施に関すること。 |
| | 4 情報通信に関すること。 | |
| | 5 その他競技式典に関すること。 | |
| 宿泊衛生 | 1 宿泊及び配宿計画に関すること。 | 左記付託する事項 |
| 専門委員会 | 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 | のうち,事業の実 |
| | 3 医療救護に関すること。 | 施に関すること。 |
| | 4 その他宿泊衛生に関すること。 | |
| 輸送交通 | 1 輸送・交通に関すること。 | 左記付託する事項 |
| 専門委員会 | 2 消防・警備に関すること。 | のうち,事業の実 |
| | 3 その他輸送交通に関すること。 | 施に関すること。 |

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体(以下「国体」という。)の成功に向け、下野市民の元気 と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国 体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1)総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5)観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えすると ともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていた だけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝ら した温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿 泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディション で十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に 万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。